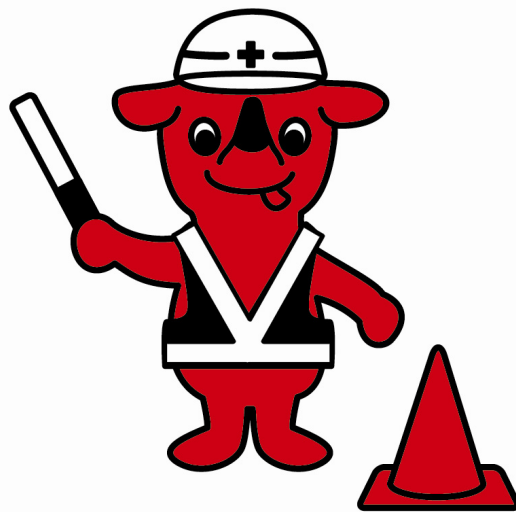


ちび

経営規模等評価申請 及び総合評定値請求 に関する説明書



<チーバくん>

平成 21 年 3 月

千葉県

「チーバくん」は 2010 年ゆめ半島千葉国体マスコットキャラクターです。

平成 21 年 4 月からの変更点等について

平成 21 年 4 月からの経営事項審査に係る変更点は以下のとおりです。

1 審査体制の変更について

(1) 結果通知書は月 2 回送付します。

審査した翌月の月末に結果通知書をお送りしてきましたが、これを 1 日から 15 日までに審査した方は翌月 15 日に、16 日から 31 日までに審査した方は、翌月の月末に送付します。

(2) 審査指定日のみ通知していましたが、これに時間（午前、午後）を加えます。

(7 頁参照)

(3) 技術職員数の多い方は日時、場所を指定し審査を実施します。(7 頁参照)

技術職員が多い方(50 名以上)につきましては、日時を指定し、別に審査します。

(4) 館山市での経営事項審査を試行実施します。(7 頁参照)

館山市の千葉県安房合同庁舎大会議室(安房地域整備センター3 階)で経営事項審査を年 4 回、試験的に実施します。対象は、館山市、南房総市及び安房郡鋸南町に本社があり、審査指定日の通知を受けた方とします。

2 申請書及び提出書類並びに提示書類の変更

(1) 申請書の様式が一部改正となりました。(9 頁参照)

平成 21 年 4 月から様式第二十五号の十一及び別紙一が一部改正されました。申請の際は新様式で作成してください

(2) 経営状況分析結果通知書に減価償却額が記載されている場合、法人税の申告書の提示を省略できることとします。(12 頁参照)

平成 20 年 4 月の改正から減価償却額の確認が必要となり、このための確認資料として法人税申告書の別表 16(1)、(2)等を提示していただいております。これを、分析機関の経営状況分析結果通知書に「参考値」として減価償却費が記載されている場合に限り、法人税申告書の提示を省きます。

ただし、決算期変更があった場合は、参考値の数値が正しく表示されない可能性があるため、法人税申告書の提示をお願いします。

(3) 後期高齢者保険証の原本の提示を写しでも可とします。(15 頁参照)

技術職員の常勤性を確認する場合、75 歳以上の者については、後期高齢者保険証の原本を持参していただいておりますが、写しでも可とします。ただし、75 歳未満の者で確認する保険証については、現行どおり原本のみとします。

(4) 行政書士代理申請時に添付する通知書送付用封筒の代わりに「経営規模等評価申請結果通知書及び総合評定値通知書郵送依頼書」でも可とします。(19 頁参照)

行政書士が代理申請をして、結果通知書を受け取る場合、行政書士事務所あての封筒を受け取っています。これに加え、封筒の代わりに「経営規模等評価申請結果通知書及び総合評定値通知書郵送依頼書」(色：薄青)を提出していただくことも可とします。様式は建設・不動産課のホームページからダウンロードできます。

注意事項

この説明書は、平成 21 年 4 月 1 日以後に千葉県知事又は千葉県知事を經由し国土交通大臣に対し経営規模等評価申請及び総合評定値請求を行う方に適用されます。なお、『経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書』（平成 20 年 3 月版）は、平成 21 年 3 月 31 日限り廃止します。

この説明書は、改訂又は廃止される場合があります（関係法令の改正があった場合等）。したがって、申請等を行う方は、事前に必ず最新の情報（千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページに掲載）を確認してください。（http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/i_kenhu/index.html）

目 次

第 1 経営事項審査制度の概要

1	経営事項審査とは	4
2	経営事項審査申請に必要な資格	4
3	審査基準日	4
4	審査項目及び審査基準等	4
	（参考）経営事項審査結果の有効期間（公共工事を請け負うことができる期間）	5

第 2 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法（千葉県知事許可業者）

申請手続等

1	手続き全体の流れ	6
2	経営規模等評価申請審査日・受付時間・審査会場等	7
3	総合評定値請求審査日・受付時間・審査会場等	8
4	手数料及び納入方法	9
5	経営規模等評価申請及び総合評定値請求に必要な書類（千葉県知事許可業者）	10
6	全般的な注意事項	16
7	経営事項審査等説明会	17
8	個別説明会	18
9	経営事項審査結果の公表について	18
10	虚偽の申請書への罰則規定及び行政処分	18

申請書類の作成

1	経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（20001 帳票）	19
2	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）	26
3	工事種類別完成工事高付表	30
4	技術職員名簿（20005 帳票）	31
5	その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）	39
6	経営規模等評価申請等提出票	45
7	実務経験証明書	46

第 3 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法（国土交通大臣許可業者）

1	審査日・受付時間・審査会場・申請書類等	47
---	---------------------	----

第 4 参考

1	建設工事と建設業の種類	48
2	完成工事高積み上げ申請に関するよくある質問	52
3	建設工事の区分に関するよくある質問	54
4	建設業関連法令等（抜粋）	56
5	工事経歴書に関する注意事項について	61
6	建設業法における技術者制度について	67

行政書士でない者は、他の法律に特段の定めがある場合を除き、「官公署へ提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成」を業とすることはできません。

第1 経営事項審査制度の概要

1 経営事項審査とは

- (1) 経営事項審査とは、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で建設業法施行令第27条の13で定めるもの(以下「公共工事」という。56頁参照。)を発注者から直接請け負おうとする建設業者が受けなければならない経営に関する客観的事項についての審査です。
- (2) **公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その公共工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければなりません。従って、入札参加資格審査申請の結果、数年間有効の入札参加資格者名簿に登載された方であっても、経営事項審査は毎年受ける必要があります。(5頁参照。)**
- (3) 経営事項審査は、「**経営状況分析**」と「**経営規模等評価**」の2つから成り立っています。この両方の結果の通知を受けなければ、経営事項審査を受けたことになりません。
また、「**経営状況分析**」と「**経営規模等評価**」の結果から算出される「**総合評定値**」があります。

ア 経営状況分析

国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録経営状況分析機関」という。)が行います。

イ 経営規模等評価

国土交通大臣許可業者については国土交通大臣が、都道府県知事許可業者については当該知事が、それぞれ行います。なお、千葉県内に主たる営業所を有する国土交通大臣許可業者の方は、申請書類を提出する際は、千葉県知事を経由して国土交通大臣に提出することとなります。

ウ 総合評定値の通知

国土交通大臣許可業者については国土交通大臣が、都道府県知事許可業者については当該知事が、それぞれ行います。なお、総合評定値の請求は、経営規模等評価の申請を行うときに併せて行うことができます。**総合評定値の請求は任意ですが、多くの公共工事の発注者が「総合評定値の通知を受けていること」を入札参加資格審査の際に求めていますので、経営規模等評価申請を行う際に併せて請求するようにしてください。**

2 経営事項審査申請に必要な資格

建設業の許可を受けていなければ、経営事項審査を受けることができません。

3 審査基準日

審査基準日は、原則として経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日です。

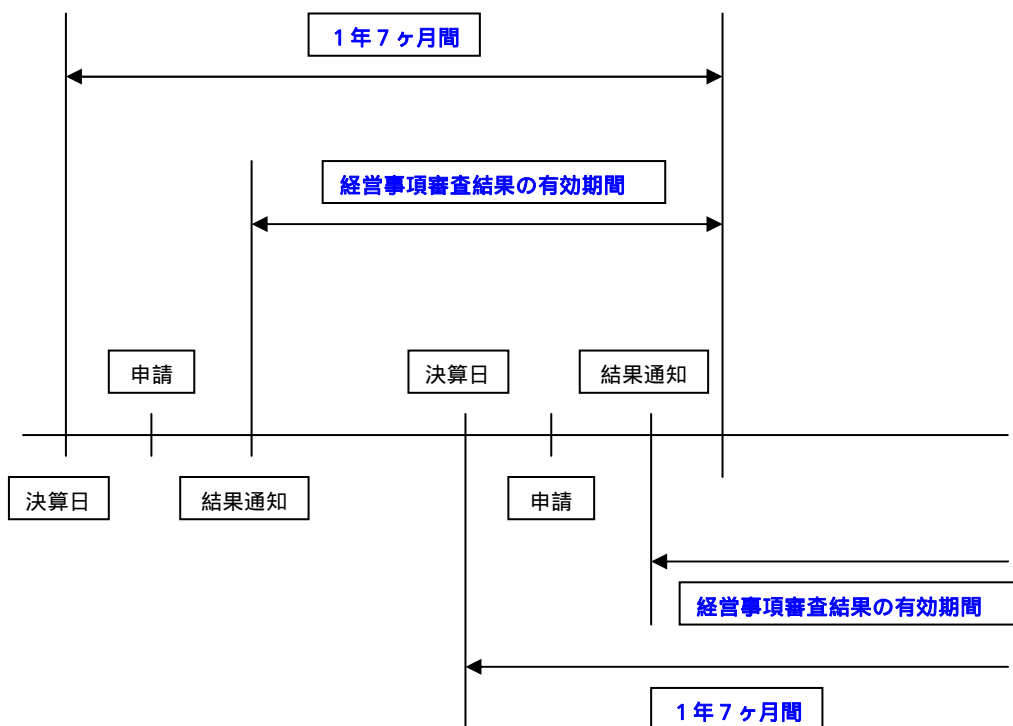
4 審査項目及び審査基準等

千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページをご覧ください。

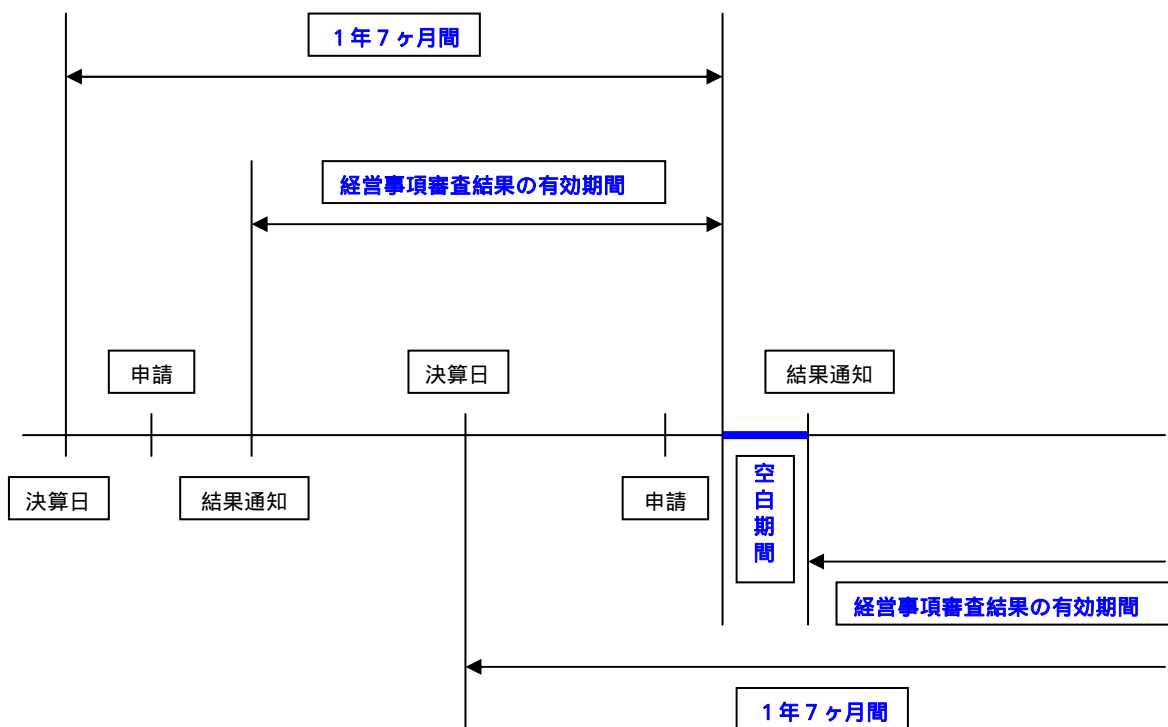
(http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/i_kenhu/index.html)

(参考) 経営事項審査結果の有効期間 (公共工事を請け負うことができる期間)

経営事項審査結果の有効期間に空白が生じない事例



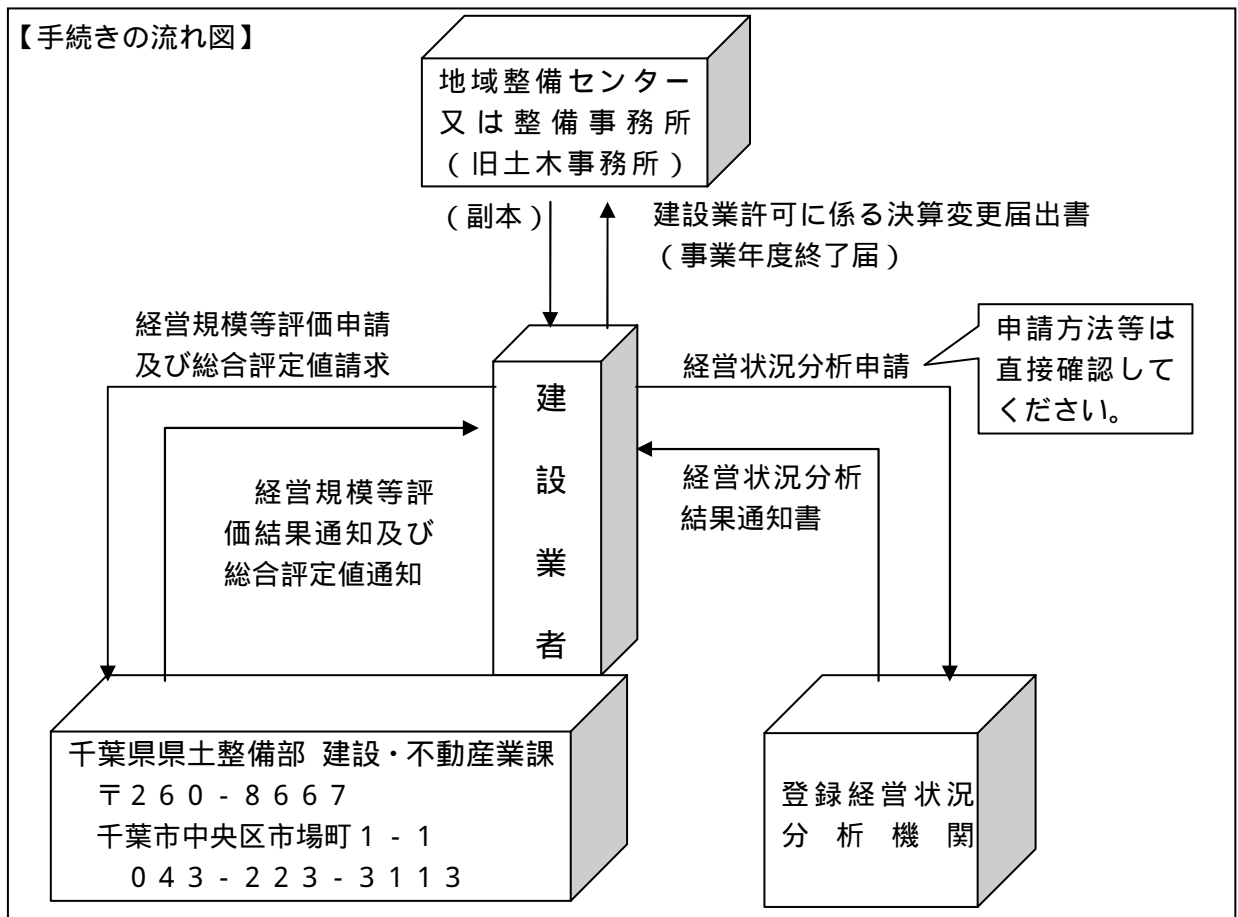
経営事項審査結果の有効期間に空白が生じる事例



第2 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法(千葉県知事許可業者)

申請手続等

1 手続き全体の流れ



登録経営状況分析機関へ経営状況分析申請を行う。

必要書類、申請方法、経営状況分析に要する日数等については、各登録経営状況分析機関に直接ご確認ください。なお、登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000091.html)で確認できます。

経営状況分析結果通知書が申請者あて交付される。

建設業許可に係る決算変更届出書(事業年度終了届)を提出する。

決算変更届出書に添付する「工事経歴書」作成にあたっては、必ず本書の61頁を参照してください。

経営規模等評価申請書兼総合評定値請求書及び関係書類をすべて持参して、審査日に申請する。

審査は対面審査を行います。審査会場には、申請内容をよく理解しており、審査担当者からの問いに責任を持って応答でき、申請内容を補正できる権限をお持ちの方がお越しください。なお、申請書類受付後は原則として申請内容の修正はできません。

経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書が申請者あて送付される。

結果通知書発送予定日は「経営規模等評価申請審査日程一覧表」を参照のこと。

2 経営規模等評価申請審査日・受付時間・審査会場等

(1) 審査日

次のア及びイの区分毎に、記載のとおり申請してください。

ア 県から審査の指定日及び時間を通知されている方

指定を受けた審査日及び時間に申請してください。

イ ア以外の方

「経営規模等評価申請審査日程一覧表」（建設・不動産課ホームページに掲載）に記載されている審査日のうち任意の日に申請してください。

注 意

- 1 審査指定日通知はがきの発送時期等については、千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページを御覧ください。（http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/i_kenhu/index.html）
- 2 審査指定日に申請できない又はしない方は、「経営規模等評価申請審査日程一覧表」に記載されている審査日のうち任意の日に申請してください。ただし、経営事項審査結果の有効期限切れには十分御注意ください（5頁参照。）。
- 3 対面審査の場で、申請内容の補正をした上で後日再度審査を受けるよう求められた方は、補正指示事項を補正した後、「経営規模等評価申請審査日程一覧表」に記載されている審査日のうち任意の日に再度審査を受けてください。ただし、経営事項審査結果の有効期限切れには十分御注意ください（5頁参照。）。
- 4 上記イの区分で申請する方、申請補正後の再審査を受ける方及び審査指定日以外の日申請する方については、審査日当日の審査の進み具合によっては当日中に審査できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。
- 5 平成21年7月から、千葉県安房合同庁舎大会議室（館山市）でも試験的に審査を行うこととなりました。こちらの審査会場では、県から審査の指定日時を通知された方以外は審査しません。審査時間も経営事項審査室のものとは異なっておりますので、通知を御確認ください。
- 6 技術職員が多い方につきましては、上記「経営規模等評価申請審査日程一覧表」によらず、別途審査日を設けて審査をしております。県が通知した審査の指定日時においでになれない場合、別の日時を予約していただきます。
- 7 経営規模等評価申請書の項番06「処理の区分」の右欄に「20」以外のコードを記入する方（合併期日を審査基準日として申請するといった特殊事情のある方）は、申請方法について事前にお問い合わせください。

問い合わせ先 千葉県県土整備部建設・不動産課 043-223-3113

(2) 受付時間等

ア 審査指定日に申請する方の受付時間（審査の受付簿の記入時間）は次のとおりです。

「午前」と指定のある方：午前9時15分から午前11時30分まで

「午後」と指定のある方：午後1時15分から午後3時まで

イ 審査指定日時のない方、申請補正後の再審査を受ける方、審査指定日以外に申請する方の受付時間は午後1時15分から午後3時までとなります。

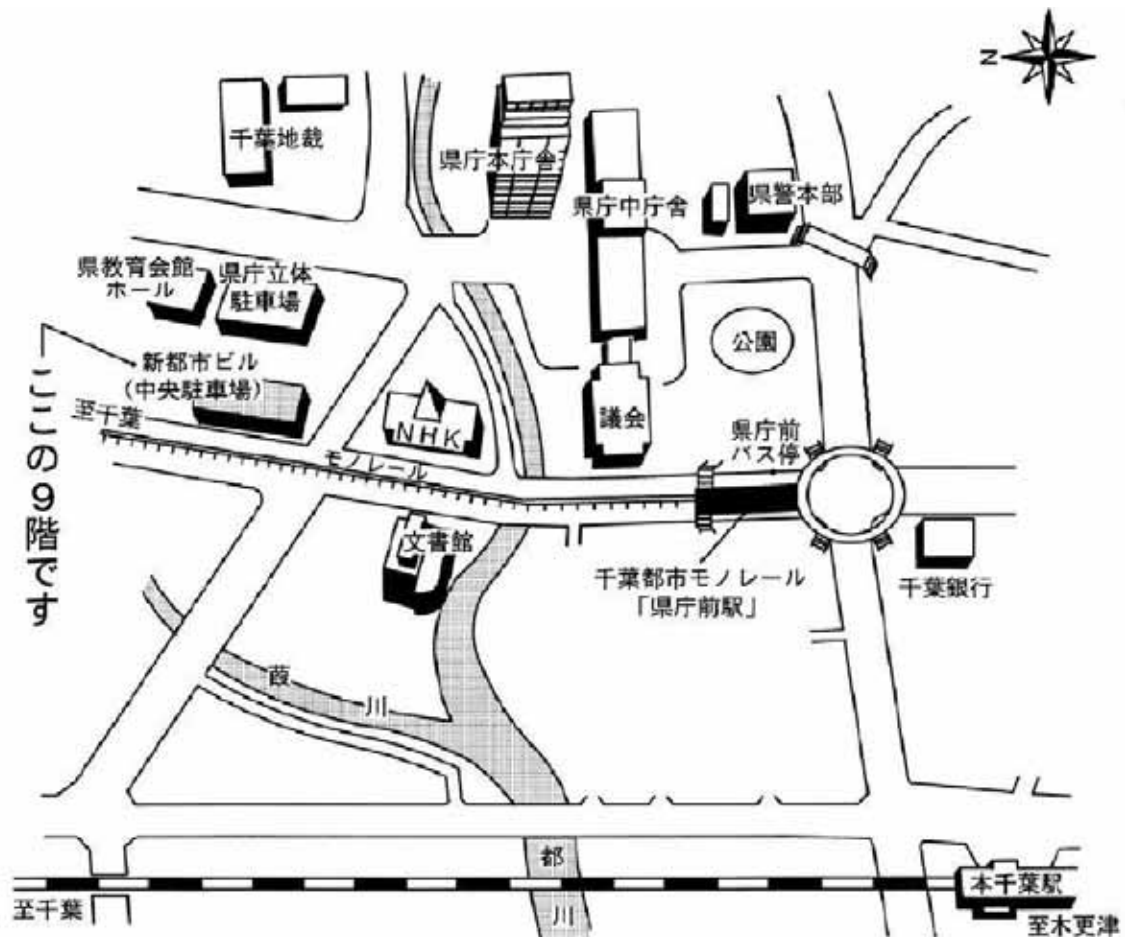
ウ 審査実施時間は午前9時15分から正午、午後1時15分から午後5時までです。

注 意

- 1 午後3時をもって受付簿への記入を締め切り、その後の受付は行いません。
- 2 審査指定日時に審査を受ける場合は、「経営事項審査等について（通知）」のはがき（指定日及び時間の記載のあるもの）を持参してください。なお、このはがきを紛失してしまった場合でも指定日であることが確認できれば指定日扱いとして申請することができます。指定日及び時間の確認については、最寄りの県地域整備センター若しくは整備事務所（旧土木事務所）又は県庁建設・不動産課の窓口に一覧がありますので、事前に御確認ください。
- 3 受付簿は「審査指定日に申請する方」「申請補正後の再審査を受ける方」「審査指定日時のない方及び審査指定日以外に申請する方」の3種類に分かれていますので、正しく記入してください。
なお、審査の優先順位は、「審査指定日に申請する方」、「申請補正後の再審査を受ける方」、「審査指定日時のない方及び審査指定日以外に申請する方」となります。

(3) 審査会場

千葉市中央区中央 4-13-28 新都市ビル9階 経営事項審査室



新都市ビル内の駐車場(千葉県中央駐車場)は有料です。

3 総合評定値請求審査日・受付時間・審査会場等

(1) 審査日、受付時間等及び審査会場

次のア及びイの区分ごとに、記載のとおり請求してください。

- ア 経営規模等評価申請と同時に総合評定値請求を行う方
経営規模等評価申請を行う際に同一の書面により請求してください。

- イ 先に経営規模等評価申請のみを行っており、経営規模等評価結果通知書をお持ちの方
経営規模等評価申請における「審査指定日のない方」の申請に準じて請求してください。

4 手数料及び納入方法

(1) 手数料の額

手数料の額は、「使用料及び手数料条例」により次のとおり定められています。

区分 納入額	経営規模等評価申請及び総合評定 値請求を同時に行う場合	経営規模等評価申請の みを行う場合	総合評定値請求のみを 行う場合
1 業種	11,000 円	10,400 円	600 円
2 業種	13,500 円	12,700 円	800 円
3 業種	16,000 円	15,000 円	1,000 円
4 業種以上	16,000 円に、1 業種増すごとに 2,500 円を加算した額	15,000 円に、1 業種増す ごとに 2,300 円を加算 した額	1,000 円に、1 業種増す ごとに 200 円を加算し た額

(2) 納入方法

千葉県収入証紙（注意：国土交通大臣許可業者の方は収入印紙です。）

(3) 納入時期

**経営規模等評価申請時・総合評定値請求時に、収入証紙貼付書（様式自由）に貼付して提出
してください。**

【収入証紙の主な販売所】

千葉県庁生活協同組合、各市町村、県の各県民センター及び事務所

収入証紙に関する問い合わせ先（千葉県出納局： 043-223-3309）

5 経営規模等評価申請及び総合評定値請求に必要な書類（千葉県知事許可業者）

(1) 申請書及びその別紙等

平成 21 年 4 月から様式第二十五号の十一及び別紙一が一部改正されましたのでご注意ください。

書 類 名	経 営 規 模 等 評 価	総 合 評 定 値 請 求	摘 要 (作成方法等の 参考ページ)
様式二十五号の十一（20001 帳票） 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立 書・総合評定値請求書（ 1 ）			19 頁～25 頁
別紙一（20002 帳票） 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高			26 頁～29 頁
別紙二（20005 帳票） 技術職員名簿			31 頁～38 頁
別紙三（20004 帳票） その他の審査項目（社会性等）			39 頁～44 頁
工事種類別完成工事高付表 （完成工事高積み上げ申請を行う方のみ必要）			27 頁、30 頁、 52 頁、53 頁
経営規模等評価申請等提出票（ 1 ）			45 頁

1 1 枚の用紙で経営規模等評価申請と総合評定値請求を兼ねることができます。

2 上記の申請用紙は千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページ

(http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/i_kenhu/index.html) から入手してください。

注 意

- 1 **正副各 1 部を作成**して提出してください。
- 2 原則としてパソコンで作成し、片面に印刷したものを提出してください。
- 3 手書きで作成する場合は、ペン又はボールペンを使用し見やすい文字で丁寧に作成してください。この場合、副本は**正本をコピーしたもの**としてください。
- 4 訂正があった場合、修正液は使用しないでください。
- 5 これらの書類は、添付書類とは一緒にとじ込まないでください。
- 6 副本 1 部は申請者控として受付時に受付印を押印して返却します（次回申請時の提示書類となります）。
- 7 用紙サイズはすべて日本工業規格 A4 としてください。

(2) 申請書の添付書類等

袋とじ	書類名	経営規模等評価	総合評価値請求	摘要
	建設業の許可通知書【写】			<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けている業種について、申請日時点において有効なものすべてが必要。 ・商号、名称や代表者など通知書の記載事項に変更がある場合は、変更届出書等（県地域整備センター又は整備事務所（旧土木事務所）の受付印のあるもの）の写しの添付が必要。
	法人の登記事項証明書（旧商業登記簿謄本）又は身分証明書及び登記事項証明書【申請日前 3 か月以内に発行された【 原本 】			<p>【法人（支配人登記している個人を含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書（旧商業登記簿謄本） <p>【上記以外の個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長の発行する身分証明書及び登記事項証明書（下記注意 4 参照）
	経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の工事経歴書（平成 20 年 4 月 1 日以後の制度に基づく様式第 2 号。経営規模等評価の申請を行う場合の記載方法に従い作成されたものに限る。）			<ul style="list-style-type: none"> ・20002 帳票の項番 31 カラム 11 から 18 に記載した期間に含まれる各事業年度（以下「審査対象事業年度」という。）に係るもの。ただし、13 頁の「²⁵ 建設業許可に係る決算変更届出書」に添付した工事経歴書（平成 20 年 4 月 1 日以後の制度に基づく様式第 2 号。経営規模等評価の申請を行う場合の記載方法に従い作成されたものに限る。）の提示により確認できる場合は省略可。 ・完成工事高の積み上げ申請を行う場合は、当該積み上げる業種に係る建設工事の工事経歴書も必要です。
	経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の工事経歴書（平成 20 年 3 月 31 日以前の制度に基づく様式第 2 号の 2。）			<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 4 月 1 日以後の新制度に基づく申請を初めて行う方で、20002 帳票の項番 31 カラム 3 から 10 に記載した期間の各事業年度（以下「前審査対象年度」という。）について経営規模等評価を既に受けている方のうち、13 頁の「²⁵ 建設業許可に係る決算変更届出書」の提示により当該評価済みの工事経歴書（平成 20 年 3 月 31 日以前の制度に基づく様式第 2 号の 2。）の確認ができない方については、既に受けた経営規模等

				<p>評価の申請時に提出した工事経歴書（平成 20 年 3 月 31 日以前の制度に基づく様式第 2 号の 2）を再度添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成工事高の積み上げ申請を行う場合は、当該積み上げる業種に係る建設工事の工事経歴書も必要です。
	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額（様式第 3 号）			<ul style="list-style-type: none"> ・審査対象事業年度に係るもの。ただし、13 頁の「²⁵建設業許可に係る決算変更届出書」に添付したものの提示により確認できる場合は省略可。 ・平成 20 年 4 月 1 日以後の新制度に基づく申請を初めて行う方は、前審査対象年度に係るものも添付のこと。ただし、13 頁の「²⁵建設業許可に係る決算変更届出書」に添付したものの提示により確認できる場合は省略可。
	監査報告書【写】			<ul style="list-style-type: none"> ・42 頁の記載に該当の方のみ。
	会計参与報告書【写】			<ul style="list-style-type: none"> ・42 頁の記載に該当の方のみ。
	収入証紙貼付書			<ul style="list-style-type: none"> ・所定の県証紙を貼付したもの（様式自由） ・貼付する証紙の額は多過ぎても、少な過ぎても受付できません。 ・経営規模等評価申請と総合評定値請求を同時に行う場合は、それぞれの手数料分を分けて貼付する必要はありません。（1 枚の用紙に合計額を貼付してください。）
	委任状【 原本 】			<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の代理人（行政書士等）が書類作成等の場合に必要（19 頁参照）。審査基準日を必ず記入のこと。
×	防災協定書等【 証明書は原本 】			<ul style="list-style-type: none"> ・41 頁の記載に該当の方のみ。
×	経理処理の適正を確認した旨の書類【 原本 】			<ul style="list-style-type: none"> ・42 頁の記載に該当の方のみ。 ・この書類のみ（書類の別添を含む）を袋とじにして、契印を押印の上、提出してください。
×	経営状況分析結果通知書【 原本 】			<ul style="list-style-type: none"> ・登録経営状況分析機関から送付された経営状況分析結果通知書。 ・平成 20 年 4 月 1 日以後の制度に基づき発行されたもの。
×	結果通知書送付用封筒			<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の代理人（行政書士等）が結果通知書を受領する場合のみ必要（切手を貼る必要はありません）。 ・封筒に代え、「経営規模等評価申請結果通知書及び総合評定値通知書郵送依頼書」も提出可。

注 意

- 1 前審査対象事業年度について経営規模等評価を受けていない場合は、当該経営規模等評価を受けていない事業年度に係る 及び の書類が必要となります（一部業種のみ経営規模等評価を受けていなかった場合は、当該経営規模等評価を受けていない事業年度に係る（当該業種に係る建設工事のもの。）及び の書類が必要となります。）。完成工事高の積み上げ申請を行う場合は、当該積み上げる業種に係る建設工事の の書類も必要です。
- 2 正本1部を作成して提出のこと。
- 3 建設業の許可通知書【写】から 委任状【**原本**】までは袋とじにしてください。 防災協定書等【証明書は**原本**】から 結果通知書送付用封筒まではそのまま提出してください。
- 4 の摘要【上記以外の個人】欄の登記事項証明書とは、後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する証明書です。「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明書を添付してください。
証明書の交付手続については、交付手続を扱っている東京法務局民事行政部後見登録課（代表03-5213-1234）又は登記・供託インフォメーションサービス（03-3519-4755）にお問い合わせください。

(3) 提示書類

「提示書類」は、経営規模等評価の申請内容を確認するために提示していただく書類です。（総合評定値の請求のみ行う場合は何も持参していただく必要はありません。）

下表の各書類を提示（【原本】、【副本】とあるものはコピー不可。）してください。（一部提出していただく書類もあります。）

書 類 名	摘 要
建設業許可申請書【副本】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点及び審査基準日時点において有効な建設業許可に係るものすべてが必要（許可の更新手続中の場合は、更新分と更新前のもの両方が必要です）。 ・県地域整備センター又は整備事務所（旧土木事務所）の受付印のあるもの一式。
21 専任技術者証明書等【副本】	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所の専任技術者に係る事項に変更が生じた際に届け出ている書類の副本（県地域整備センター又は整備事務所（旧土木事務所）の受付印のあるもの）。 ・建設業許可申請書【副本】に含まれる専任技術者証明書以降、申請日時点までの、営業所の専任技術者に係る事項の変更内容を確認するに足りるもの。
22 法人税又は所得税の確定申告書の申請者控【 原本 】	<ul style="list-style-type: none"> ・審査対象年度に係るもの。 ・確定申告書の申告者控で税務署の受付印のあるもの一式。 ・「経営状況分析結果通知書」に参考値として営業利益と減価償却実施額が記載されている場合、法人税の確定申告書控の提示は不要です。その欄に記入されている数値を申請書に記載してください。 ただし、審査基準日から24か月以内に決算期変更を行った場合は、24か月に相当する分の法人税確定申告書控を必ず持参してください。 ・税務署の受付印のない場合は、税務署に提出したものと相違ない旨の税理士の証明書を添付のこと。ただし、e-Taxを利用した申告を行っている場合は、確定申告書一式及び申告書を送信した後に届くメッセージボックス内の「送信データ受付のメッセー

		<p>ジ」(提出先、利用者識別番号、受付日時、税目等が確認できるもの)を印刷し、審査時に提示のこと。「送信データ受付のメッセージ」を印刷したものが無い場合は、税務署に送信したものと相違ない旨の税理士の証明書を添付のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月1日以後の新制度に基づく申請を初めて行う方は、審査対象事業年度の開始日の直前1年間に含まれる各事業年度に係るものも必要です。
23	消費税の確定申告書の申請者控【 原本 】	<ul style="list-style-type: none"> ・審査対象事業年度に含まれる各事業年度に係るもの。ただし、初めて経営事項審査を受ける場合は、2か年分(3か年平均の場合は3か年分)を、前審査対象年度において経営事項審査を受けていない事業年度がある場合、その受けていない事業年度に係る確定申告書を持参すること。 ・確定申告書の申請者控で税務署の受付印のあるもの一式。 ・税務署の受付印のない場合は、税務署に提出したものと相違ない旨の税理士の証明書を添付のこと。ただし、e-Taxを利用した申告を行っている場合は、確定申告書一式及び申告書を送信した後に届くメッセージボックス内の「送信データ受付のメッセージ」(提出先、利用者識別番号、受付日時、税目等が確認できるもの)を印刷し、審査時に提示のこと。「送信データ受付のメッセージ」を印刷したものが無い場合は、税務署に送信したものと相違ない旨の税理士の証明書を添付のこと。 ・免税業者については不要。 ・当初課税事業者だった方が免税業者になった場合には、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」の申請者控で税務署の受付印のあるものが必要。税務署の受付印のない場合は、上記の記載に準じて対応のこと。
24	消費税と地方消費税の納税証明書【 原本 】	<ul style="list-style-type: none"> ・様式は「その1」で、<u>審査対象年度に係るもの</u>。ただし、初めて経営事項審査を受ける場合は、2か年分(3か年平均の場合は3か年分)を、前審査対象年度において経営事項審査を受けていない事業年度がある場合、その受けていない事業年度に係る納税証明書を持参すること。 ・免税業者については不要(代わりに、当期が免税であることを確認するために、審査基準日の決算の前々期分の法人税又は所得税の確定申告書が必要)。 ・電子納税証明書を利用する方は事前に、納税証明データシートを印刷、電子納税証明書をダウンロードして記録媒体に保存して下さい(対応可能な記録媒体は、フロッピーディスク、CD-R、USBメモリーです)。審査時には、納税証明データシート(紙)及び電子納税証明書を提出してください(電子納税証明書は記録媒体からコピーさせていただきます)。 納税証明データシートは、電子納税証明書を紙に出力したものです。電子納税証明書は、電子データが原本であり、納税証明データシートの提出だけでは審査を受けることができません。
25	建設業許可に係る決算変更届出書(事業年度終了届)【 副本 】	<ul style="list-style-type: none"> ・前審査対象事業年度に係るものの副本一式(県地域整備センター又は整備事務所(旧土木事務所)の受付印のあるもの。2年平均の場合は2か年分を、3年平均の場合は3か年分を持参してください)。 ・平成20年4月1日以後の新制度に基づく申請を初めて行う方

		は、前審査対象事業年度に含まれる各事業年度に係るものも必要です。
26	直前に受審した経営事項審査に係る経営規模等評価結果通知書【原本】	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県知事が発行した原本が必要。 ・同一の審査基準日について複数ある場合はすべて必要。 ・千葉県知事に対して初めて申請する方は不要。
	直前に受審した経営事項審査に係る経営規模等評価申請書一式【副本】	<ul style="list-style-type: none"> ・県土整備部建設・不動産課の受付印のある控の原本が必要。 ・同一の審査基準日について複数ある場合はすべて必要。 ・平成 20 年 4 月 1 日以後に受審したものである場合は、工事種類別完成工事高付表（該当ある場合）及び経営規模等評価申請等提出票の控の原本も必要（県土整備部建設・不動産課の受付印のあるもの） ・千葉県知事に対して初めて申請する方は不要。
27	契約内容が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・審査対象事業年度に含まれる各事業年度に係る工事経歴書（平成 20 年 4 月 1 日以後の制度に基づく様式第 2 号。経営規模等評価の申請を行う場合の記載方法に従い作成されたものに限る。）について、経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の工事経歴書ごとに（完成工事高の積み上げ申請を行う場合は、当該積み上げる業種に係る建設工事の工事経歴書についても）、当該工事経歴書記載の工事のうち、<u>元請下請を問わず金額上位 5 件の工事</u>について、次のアからオのいずれかの書類の原本又は写しを提示してください。 ア 建設工事請負契約書 イ 注文書及び注文請書 ウ 注文書及び請求書 エ 注文請書及び入金を確認できる書類 オ 請求書及び入金を確認できる書類 <p>「入金を確認できる書類」とは、発注者から請負代金が振り込まれた旨の記載がある銀行等の通帳、当座勘定照合票等のほか領収書、支払手形の写しをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約変更がある場合は、当該変更に係る上記アからオのいずれかの書類を提示してください。 ・基本契約書を締結している場合（60 頁参照）は、当該基本契約書も提示してください。 ・共同企業体受注である場合は、協定書も併せて提示してください。 ・上記により建設工事請負契約書等の確認の対象となる建設工事について、一の工事の完成工事高を複数年度に渡り分割計上している場合（工事進行基準による場合等）は、工期の重なる事業年度に係る事業年度終了届【副本】を提示してください。（なお、当該事業年度終了届に添付した工事経歴書が平成 20 年 3 月 31 日までの制度の様式第 2 号の 2 又は平成 20 年 4 月 1 日以後の制度の様式第 2 号（経営規模等評価の申請を行う場合の記載方法に従い作成されたものに限る。）でない場合は、平成 20 年 4 月 1 日以後の制度の様式第 2 号（経営規模等評価の申請を行う場合の記載方法に従い作成されたものに限る。）を作成し審査時に提出して下さい。） ・土木一式工事及び建築一式工事の工事経歴書に下請工事が記載されている場合は、当該工事に係る建設業法 22 条第 3 項に規定

		する書面を提示してください。(54頁及び59頁参照。)
	契約後VEに係る工事に関する書類	・契約後VEにより減額になったことを証する書類
28	技術職員の資格を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・技術職員名簿に記載した資格を確認できる免状の写しや実務経験証明書(原本)等(61頁最下部の記載に該当する場合は、技術職員名簿に記載のない資格を証する書類も必要) ・実務経験証明書については、建設業許可申請書【副本】等(県地域整備センター又は整備事務所(旧土木事務所)の受付印のあるもの)及びそれに含まれる実務経験証明書を提示する場合は写し可。 ・第二種電気工事士のように、資格に加えて実務経験が必要なものについては、資格を確認できる免状の写し及び実務経験証明書(原本)。 ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証は該当者がいる場合は必要(原本又は写し)(技術職員名簿において「講習受講」欄に「1」を記入する技術職員について、監理技術者資格者証の交付日が平成16年3月1日以後の場合は、監理技術者講習修了証が必要) ・基幹技能者については、登録基幹技能者講習修了証(原本又は写し)を提示してください。
29	給与所得の源泉徴収簿	・「審査基準日を含む月の前々月」から「申請日の直前の月」までの各職員の支給明細が確認できる源泉徴収簿の原本又は写し(源泉徴収票は不可)。(技術職員名簿記載順に並べること(可能な場合))
30	健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者標準報酬決定通知書【原本】等(32頁注意参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険及び厚生年金保険に加入している場合は、職員の被保険者標準報酬決定通知書(原本)(社会保険事務所等の受付印のあるもの)又は健康保険被保険者証(原本) ・職員の審査基準日現在の加入状況を確認しますので、資格取得届や喪失届、及び前年の標準報酬決定通知書等も持参してください(原本)。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・強制適用が除外される国民健康保険組合に加入している場合は、保険組合が発行する被保険者資格証明書(原本)(資格取得年月日及び証明日現在有資格者であること又は喪失年月日が確認できるもの)又は、被保険者証(原本)の提示が必要です(職員全員分)。(これとは別に上記の厚生年金保険に関する書類の提示も必要) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度の被保険者である職員がいる場合は、その者の被保険者証(原本又は写し)を提示してください。
31	住民税特別徴収税額通知書【原本】(24頁注意参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・30の書類のない方で、住民税の特別徴収を行っている方のみ必要。 ・勤務先の事業所名が記載されているもの。
32	雇用保険に係る確認書類【原本】	・39頁の記載に該当の方のみ
33	建設業退職金共済制度に係る確認書類【原本】	・39頁の記載に該当の方のみ
34	退職一時金制度若しくは企業年金制度に係る確認書類【原本】	・39頁～40頁の記載に該当の方のみ

35	法定外労働災害補償制度に係る確認書類【 原本 】	・ 40 頁の記載に該当の方のみ
36	公認会計士等の数及び二級登録経理試験合格者の数に係る確認書類【 証明書は原本 】	・ 42 頁の記載に該当の方のみ
37	研究開発費に係る確認書類	・ 43 頁の記載に該当の方のみ ・ 審査対象事業年度に係るもの。 ・ 平成 20 年 4 月 1 日以後の新制度に基づく申請を初めて行う方は、審査対象事業年度の開始日の直前 1 年間に含まれる各事業年度に係るものも必要です。
38	出向協定書等	・ 他社からの出向職員については、出向協定書、社会保険被保険者標準報酬決定通知書（ 原本 ）及び会社の源泉徴収簿
39	審査指定日通知はがき	・ 審査日及び時間が指定されているもの ・ 審査指定日に申請する方のみ必要

注 意

- 1 **証明書は審査基準日現在の状況が確認できるものをお願いします（申請日前 3 か月以内のもの（発行日が審査基準日となっている防災協定書及び実務経験証明書は除く））。**
- 2 この表に掲げている書類で確認できない場合には、別途書類の提示又は提出を求めることがあります。
- 3 前審査対象事業年度について経営規模等評価を受けていない場合は、当該経営規模等評価を受けていない事業年度に係る²³～²⁵及び²⁷の書類の提示が必要になります（一部業種のみ経営規模等評価を受けていなかった場合は、当該経営規模等評価を受けていない事業年度に係る²⁵及び²⁷（当該業種に係るもの。）の書類の提示が必要です。）。
- 4 審査対象事業年度の開始日の直前 1 年間に含まれる各事業年度について経営規模等評価を受けていない場合は、当該経営規模等評価を受けていない事業年度に係る²²及び³⁷の書類の提示が必要です。
- 5 上表中、「職員」とあるのは、技術職員名簿に記載されている者及び 20004 帳票の項番 51 及び 52 に該当する者を指します。ただし、61 頁最下部の記載に該当する場合は、当該箇所に記載のとおり関係書類の提示が必要です。

6 全般的な注意事項等

- (1) 審査は対面審査を行います。審査会場には、申請内容をよく理解しており、審査担当者からの問いに責任を持って応答でき、申請内容を補正できる権限をお持ちの方がお越しくください。
- (2) 申請書類受付後は原則として申請内容の修正はできません。
- (3) 申請書類受付後、内容確認等のため、県から電話あるいは文書で照会することがありますので、御協力ください。
- (4) 千葉県では「経営事項審査における完成工事高と技術職員数値の相関分析」を行い、疑義業者として調査対象となった業者に対しては、追加の資料を提出していただいています。これらを提出できない場合にはその分を完成工事高から差し引く等の措置をとる場合がありますので、十分注意してください。
- (5) 「経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（20001 帳票）」等の申請書等副本（申請者控）で県土整備部建設・不動産課の受付印のあるもの及び「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」並びに「経営状況分析結果通知書」は、公共工事発注機関に対して入札参加資格審査の申請をする際等にその写しの提出を求められることがありますので、大切に保管してください。

- (6) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の紛失や汚損を理由とする再発行は行いません。もし、紛失等により、お手元にない場合、建設・不動産課の控えを原本証明してお渡すことができますので、(9)のお問い合わせ先まで御連絡ください。
- (7) 経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から30日以内に限り、再審査を申し立てることができます(ただし、申請者側の誤りによるものは再審査の対象となりません。)。この申立てを行う方は、申立て方法についてお問い合わせください。
- (8) 経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る。)が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けた者は、当該改正の日から120日以内に限り、再審査(当該改正に係る事項についての再審査に限る。)を申し立てることができます。この申立てを行う方は、別に定める説明書を参照し、申立てを行ってください。
- (9) 一の審査基準日について結果通知を受けた後に、経営規模等評価等対象建設業を追加するために同一の審査基準日について再度申請等を行いたい方(いわゆる業種追加申請を希望する方)は、次の点に御注意ください。
- ・いわゆる業種追加申請は、当初申請の結果に影響がない範囲で認められます。
 - ・手数料は、再度全額かかります。
 - ・申請書類の内容については、事前にお問い合わせください。
- 問い合わせ先 千葉県県土整備部建設・不動産課 043-223-3113

7 経営事項審査等説明会

経営事項審査について、以下のとおり説明会を実施します。参加に当たり事前申込みは不要です。会場では資料の配付は行いませんので、本説明書を必ず御持参ください。

なお、説明会では午前中に電子調達システムを、午後に経営事項審査及び建設業法等の説明をする予定です。電子調達システムに関する資料についても、当課のホームページからダウンロードの上、印刷してお持ちください。

開催日及び開催時間	会場名、所在地及び電話番号	対象者
平成21年5月15日(金) 午前10時30分から午後3時30分まで	千葉県南総文化ホール 小ホール 館山市北条740-1 0470-22-1811	安房地域整備センター管内建設業者(鴨川出張所管内含む)及び関係者
平成21年5月20日(水) 午前10時30分から午後3時30分まで	青葉の森公園芸術文化ホール 大ホール 千葉市中央区青葉町977-1 043-266-3511	千葉地域整備センター管内建設業者(市原整備事務所管内含む)及び関係者
平成21年5月22日(金) 午前10時30分から午後3時30分まで	船橋市勤労市民センター ホール 船橋市本町4-19-6 047-426-1155	葛南地域整備センター管内建設業者及び関係者
平成21年5月27日(水) 午前10時30分から午後3時30分まで	森のホール21 小ホール 松戸市千駄堀646-4 047-384-5050	東葛飾地域整備センター管内建設業者及び関係者
平成21年5月29日(金) 午前10時30分から午後3時30分まで	印西市文化ホール ホール 印西市大森2535 0476-42-8811	印旛地域整備センター管内建設業者(成田整備事務所管内含む)及び関係者 香取地域整備センター管内建設業者及び関係者
平成21年6月2日(火) 午前10時30分から午後3時30分まで	千葉県東総文化会館 小ホール 旭市八の666 0479-64-2001	海匠地域整備センター管内建設業者(銚子整備事務所管内含む)及び関係者 山武地域整備センター管内建設業者及び関係者
平成21年6月3日(水) 午前10時30分から午後3時30分まで	かずさアカデミアホール 202B 木更津市かずさ鎌足2-3-9 0438-20-5555	君津地域整備センター管内建設業者及び関係者
平成21年6月5日(金) 午前10時30分から午後3時30分まで	プラザハイアン茂原 茂原市早野新田43 0120-205586	長生地域整備センター管内建設業者及び関係者 夷隅地域整備センター管内建設業者及び関係者

会場によっては、駐車場が少ない場合がありますので、できる限り公共交通機関を御利用ください。
都合が見つからない場合は、他の会場へお越しください。

8 個別説明会

個々の申請者が申請を行うに当たって、説明書を読んでも不明な点がある場合は、下記により個別説明会を開催しますので御利用ください。(予約制)

開催日	場所	時間
千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページを御覧ください。	経営事項審査室 千葉市中央区中央 4-13-28 (新都市ビル 9 階)	午前の部 午前 10 時～午前 11 時 30 分 午後の部 午後 1 時 30 分～午後 3 時

申請書類一式をできる限り準備の上、御参加ください。

個別説明会への参加を希望する方は、電話等により受付の予約をしてください。(時間は午前又は午後のいずれかを選択できます。)

千葉県県土整備部 建設・不動産課 043-223-3113

9 経営事項審査結果の公表について

- (1) 千葉県知事許可業者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しは、建設・不動産課で閲覧することができます。
- (2) (財)建設業情報管理センターのホームページで、全国の建設業者の経審結果を閲覧することができます。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

(財)建設業情報管理センター

所在地：東京都中央区築地 2-11-24 第 29 興和ビル 7 階

電話番号：03-5565-6236、ホームページアドレス：<http://www.ciic.or.jp/>

10 虚偽の申請書への罰則規定及び行政処分

- (1) 虚偽の申請書への罰則規定及び行政処分

経営事項審査において、下記に該当する行為をした場合には罰則(懲役又は罰金)に処せられることがあります(建設業法第 50 条第 1 項第 4 号、第 52 条第 4 号、第 53 条)。

ア 申請書類に虚偽の記載をして提出したもの。

イ 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したもの。

- (2) 申請書類に虚偽の記載をして提出した結果で得た結果通知書を各発注機関に提出した場合等、請負契約に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止(行政処分)に処せられることがあります(建設業法第 28 条第 1 項第 2 号、第 28 条第 3 項)。

1 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書 (20001 帳票)

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」

「建設業法第 27 条の 26 第 2 項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第 27 条の 28 の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定により、総合評定値の請求をします。」

「 地方整備局長 一般
北海道開発局長、「国土交通大臣 及び については、不要のものを消すこと。
知事」 知事」 特」

- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者(以下「申請者」という。)の主たる営業所の所在地(及び登記上の本店の所在地)商号又は名称及び代表者又は個人の氏名を記載し、実印を押印すること。

申請者の他に申請書又は建設業法施行規則第 19 条の 4 第 1 項各号に掲げる添付書類を作成した者(財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。)がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状(作成に係る権限を有することを証する書面。審査基準日を記載すること。行政書士又は行政書士法人にあっては、その登録番号又は法人番号も記載のこと。)の原本を添付すること。

申請者の代理人(行政書士等)が書類提出手続を行う場合は、書類提出手続に係る委任状(書類提出手続を行う権限及び申請内容の補正を行う権限を有することを証する書面。審査基準日を記載すること。行政書士又は行政書士法人にあっては、その登録番号又は法人番号も記載のこと。)の原本を添付すること。

申請者の代理人(行政書士等)が結果通知書を受領することを希望する場合は、結果通知書受領に係る委任状(結果通知書を受領する権限を有することを証する書面。審査基準日を記載すること。行政書士又は行政書士法人にあっては、その登録番号又は法人番号も記載のこと。)の原本を添付すること。また、結果通知書送付用封筒(日本工業規格長形 3 号。表側に代理人の住所氏名(敬称を付すこと。)を、裏側に申請者名及び許可番号を記載のこと。切手貼付不要。)又は「経営規模等評価申請結果通知書及び総合評定値通知書郵送依頼書」(色:薄青。様式は千葉県国土整備部建設・不動産課のホームページに掲載)を添付すること。

上記の委任状は、一部でこれを兼ねることができます。なお、申請者の代理人(行政書士等)が申請代理全般を受任し、代理人名で申請する場合は、「申請者」の欄の申請者の実印の押印は不要です。(代理人の記名押印は必要。)

- 3 太線の枠内には記入しないこと。

- 4 □□□□ で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば

1

 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば

甲	建	設	工	業	□	□
---	---	---	---	---	---	---

 のように左詰めで記入すること。

「大臣」

- 5 0 2 「申請時の許可番号」の欄の コードのカラムには、申請時に許可を受けている
知事」

行政庁について別表（１）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

別表（１）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事
----	--------	----	-------

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 0 3 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 0 4 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（２）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が平成 15 年 3 月 31 日であれば、1 5年0 3 月3 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

別表（２）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

- 22 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号（「経営状況分析結果通知書」の右上部に記載されているもの）を記入し、例えば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。
- 25 本帳票2枚目の右下隅に、申請者の商号又は名称を記載すること。

市区町村コード表

区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード
千 葉 市		流 山 市	1 2 2 2 0	栄 町	1 2 3 2 9
中 央 区	1 2 1 0 1	八 千 代 市	1 2 2 2 1	香 取 郡	
花 見 川 区	1 2 1 0 2	我 孫 子 市	1 2 2 2 2	神 崎 町	1 2 3 4 2
稲 毛 区	1 2 1 0 3	鴨 川 市	1 2 2 2 3	多 古 町	1 2 3 4 7
若 葉 区	1 2 1 0 4	鎌 ケ 谷 市	1 2 2 2 4	東 庄 町	1 2 3 4 9
緑 区	1 2 1 0 5	君 津 市	1 2 2 2 5	山 武 郡	
美 浜 区	1 2 1 0 6	富 津 市	1 2 2 2 6	大 網 白 里 町	1 2 4 0 2
銚 子 市	1 2 2 0 2	浦 安 市	1 2 2 2 7	九 十 九 里 町	1 2 4 0 3
市 川 市	1 2 2 0 3	四 街 道 市	1 2 2 2 8	芝 山 町	1 2 4 0 9
船 橋 市	1 2 2 0 4	袖 ケ 浦 市	1 2 2 2 9	横 芝 光 町	1 2 4 1 0
館 山 市	1 2 2 0 5	八 街 市	1 2 2 3 0	長 生 郡	
木 更 津 市	1 2 2 0 6	印 西 市	1 2 2 3 1	一 宮 町	1 2 4 2 1
松 戸 市	1 2 2 0 7	白 井 市	1 2 2 3 2	睦 沢 町	1 2 4 2 2
野 田 市	1 2 2 0 8	富 里 市	1 2 2 3 3	長 生 村	1 2 4 2 3
茂 原 市	1 2 2 1 0	南 房 総 市	1 2 2 3 4	白 子 町	1 2 4 2 4
成 田 市	1 2 2 1 1	匝 瑳 市	1 2 2 3 5	長 柄 町	1 2 4 2 6
佐 倉 市	1 2 2 1 2	香 取 市	1 2 2 3 6	長 南 町	1 2 4 2 7
東 金 市	1 2 2 1 3	山 武 市	1 2 2 3 7	夷 隅 郡	
旭 市	1 2 2 1 5	い す み 市	1 2 2 3 8	大 多 喜 町	1 2 4 4 1
習 志 野 市	1 2 2 1 6	印 旛 郡		御 宿 町	1 2 4 4 3
柏 市	1 2 2 1 7	酒 々 井 町	1 2 3 2 2	安 房 郡	
勝 浦 市	1 2 2 1 8	印 旛 村	1 2 3 2 5	鋸 南 町	1 2 4 6 3
市 原 市	1 2 2 1 9	本 埜 村	1 2 3 2 8		

様式第二十五号の十一の記載例

(用紙A4)
20001

平成 年 月 日

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をしま
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をしま~~
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

現在2以上の建設業許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入してください。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

代理人 千葉市中央区出洲港 1-1-1 行政書士 下 総 大 地

申請者 千葉市中央区市場町 1-1-1 経営建設工業株式会社 代表取締役 経 審 太 郎

地方整備局長 北海通開発局長 千葉県 知事 殿

記名・押印をお忘れなく!

この枠内は記入しない

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日		
申請時番号	02	大臣知事コード	12	許可年月日
大臣知事	12	国土交通大臣 千葉県知事	特	平成 年 月 日
許可番号	03	大臣知事	12	許可年月日
大臣知事	12	国土交通大臣 千葉県知事	特	平成 年 月 日
審査基準日	04	平成 年 月 日		
申請等の区分	05			
処理の区分	06			
資本金額又は出資総額	07			
商号又は名称のフリガナ	08	ゲイシンケンセツコウギョウ		
商号又は名称	09	経営建設工業(株)		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ケイシン タロウ		
代表者又は個人の氏名	11	経 審 太 郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12			
主たる営業所の所在地	13	市場町 1 - 1		
郵便番号	14			
電話番号	15			
許可を受けている建設業	15			
経営規模等評価等対象建設業	16			

原則として申請を行う日の直前の事業年度の終了の日を記入する

記載要領(15頁)にある表から該当するコードを記入してください

法人の場合のみ、企業の単独決算の資本金額(出資総額)を記入(Yを単独決算で受審した場合は、「経営状況分析結果通知書」の「資本金」と同額)(Yを連結で受審している場合は、別記様式第15号の資本金の額となる)

説明書17頁「市区町村コード表」を参考に記入してください

市区町村名コードで記入するので、所在地欄への記入は不要です

合併時や譲渡時等、今回の申請が特殊な経審の場合(=15頁の別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は)、該当するコードを記入してください

前回の申請時の許可番号と今回の申請時の許可番号が異なっている場合のみ記入する。更新による年度のみの変更は、この場合該当しない

カタカナで記入する濁点、半濁点は1カラムでは記入しない「、」や「、」は記入しない

申請等を行う時点で、許可を受けている建設業のカラムに一般は「1」、特定は「2」を記入する

申請等を行う業種のカラムに「9」を記入する経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時に行う場合は、申請業種と請求業種は一致していなければなりません

この部分のフリガナは要らない

姓と名の間は1カラム空ける

1.一般 2.特定

平均して負となる場合の取扱い
(例) - 545.5 - 546

千円単位で、右詰めで記入する

2期平均を選択した場合のみ記入する

自己資本額

項番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
自己資本額	1	7											(千円)

審査対象 (1. 基準決算, 2. 2期平均)

利益額の2期平均を千円単位で、右詰めで記入する

利益額 (2期平均)

項番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
利益額 (2期平均)	1	8											(千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益 + 減価償却実施額

利益額の定義は記載のとおり

基準決算 (千円)

直前の審査基準日 (千円)

技術職員名簿に記載した人数と一致する

技術職員数

項番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
技術職員数	1	9											(人)

審査対象事業年度

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営業利益 (千円)	営業利益 (千円)
減価償却実施額 (千円)	減価償却実施額 (千円)

営業利益及び減価償却実施額をそれぞれ千円単位で、右詰めで記入する。決算日変更以外は、分析結果の参考値を記入。「審査対象事業年度」の考え方は29頁最下部の記載と同じ

登録経営状況分析機関番号

項番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
登録経営状況分析機関番号	2	0											

経営状況分析を受けた機関の名称

経営状況分析を受けた機関の「登録番号」と名称を記入する
「登録番号」は経営状況分析結果通知書の右上部に記載されているが、不明な場合には経営状況分析を受けた機関に直接確認のこと

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

再審査申立を行う場合のみ記入してください

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の連絡先を記入する(受付後の県からの問合せ先になります)

連絡先

所属等

氏名

電話番号

ファックス番号

申請者 **経審建設工業(株)**

記入をお忘れなく!

(決算期変更等の事情がある場合の記載例は千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページに掲載しています。)

2 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）

記載要領

- 1 カラムに記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2のように右詰めで記入すること。
- 2 3 1「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1)12か月ごとに決算を完結した場合
(例)平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
自平成15年04月 ~ 至平成16年03月
 - (2)6か月ごとに決算を完結した場合
(例)平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
自平成15年04月 ~ 至平成16年03月
 - (3)商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
(例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自平成15年04月 ~ 至平成16年03月
(例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自平成15年01月 ~ 至平成15年12月
 - (4)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
(例)平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自平成15年10月 ~ 至平成16年03月
 - (5)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
(例)平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(平成16年3月31日)より前の日(平成15年11月1日)に申請するとき
自平成15年10月 ~ 至平成00年00月
- 3 3 1「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 3 2「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラム

に「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、31で記入した審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

完成工事高及び元請完成工事高は、消費税課税期間にあっては消費税抜きの額を記載し、消費税免税期間にあっては消費税込みの額を記載すること。

ひとつの請負契約に係る建設工事の完成工事高をふたつ以上の工事の種類に分割又は重複計上しないこと。

完成工事高及び元請完成工事高に兼業事業売上高を含めないこと。

土木一式工事業又は建築一式工事業（以下「一式工事業」という。）を申請する場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業の年間完成工事高を、一式工事業とは別に申請する場合を除き、その内容に応じて、いずれかの一式工事業の年間完成工事高に含めることができる。例えば、土木一式工事業に完成工事高を含めることができる専門工事業は、とび、石、鋼構造物（土木に関する工事に限る。）、ほ装、水道施設の各工事業である。建築一式工事業に完成工事高を含めることができる専門工事業は、大工、左官、屋根、タイル、鋼構造物（建築に関する工事に限る。）、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具の各工事業である。

一式工事業以外の建設業を申請する場合においては、許可を受けた建設業のうち別の一式工事業以外の建設業の完成工事高を、別個に申請する場合を除き、その性質に応じて、当該一式工事業以外の建設業の完成工事高に含めることができる。例えば、電気工事業と電気通信工事業、管工事業と水道施設工事業、管工事業と消防施設工事業、とび工事業と石工事業などの関係がこれに相当する。（詳細については52～53頁参照）

上記のとおり一の建設業の完成工事高を他の建設業の完成工事高に含める申請を完成工事高積み上げ申請という。これを行う場合、工事種類別完成工事高付表を作成すること。（9頁参照。）

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事		
090	管工事	190	内装仕上工事		

- 5 [3][3]「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6 [3][4]「合計」の欄は、完成工事高においては、[3][2]及び[3][3]に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、[3][1]の各カラムは最初の用紙のみに記入し、[3][3]「その他工事」の欄及び[3][4]「合計」の欄は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば□,□□[1],[2][3][4],[0][0][0]のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 9 本帳票の右下隅に、申請者の商号又は名称を記入すること。(2枚以上の場合も全てに記入。)

別紙一（工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高）の記載例

(用紙A4)
2 0 0 0 2

工事種別完成工事高
工事種別元請完成工事高

2年平均は「1」
3年平均は「2」
なので注意

年及び月をそれぞれ記入する
2枚以上になる場合は、最初の用紙にのみ記入する

3年平均で申請を行う場合は、下の2段(年)の合計を2で除した数値を記入する
端数は切り捨てる

申請を行う業種についてのみ記入する

記載要領のコード表(21頁)より記入する
なお、「土木一式」を申請等する場合はその次の段に「プレストンコンクリート」を、「とび・土工・コンクリート」を申請等する場合はその次の段に「法面処理」を、「鋼構造物」を申請等する場合はその次の段に「鋼橋上部」を、実績がゼロであっても、必ず記入する

011「プレストンコンクリート」、051「法面処理」、111「鋼橋上部」に記入した完成工事高は、内訳表示なので、合計には含まれない

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 年 月 至 年 月	審査対象事業年度 自 年 月 至 年 月	計算基準の区分 1. 2年平均 2. 3年平均
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 20年 4月 ~ 21年 3月	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 19年 4月 ~ 20年 3月	
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高 千円	元請完成工事高 千円	完成工事高 千円
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 211,800 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 222,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 211,800 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 222,000	金額は千円単位で右詰めで記入する
業種コード 3 2 0 1 1	完成工事高 千円	元請完成工事高 千円	完成工事高 千円
工事の種類 プレストンコンクリート 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	
業種コード 3 2 1 3 0	完成工事高 千円	元請完成工事高 千円	完成工事高 千円
工事の種類 とび 土工 コンクリート 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 10,050 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 13,111	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 5,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 6,000	
業種コード 3 2	完成工事高 千円	元請完成工事高 千円	完成工事高 千円
工事の種類 鋼構造物 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	申請等を行う建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高を記入する
業種コード 3 3	完成工事高 千円	元請完成工事高 千円	完成工事高 千円
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 1,217 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 1,250	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	2枚以上になる場合は、最終の用紙に記入する
業種コード 3 4	合計		
契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)			

該当する方にマルを付ける
2枚以上になる場合でも全ての用紙で選択する

申請者 (株)
記入をお忘れなく!

注意事項

- 各「審査対象事業年度」は原則としてそれぞれ12ヶ月間となります。(26頁記載要領参照。)
- 完成工事高は、各「審査対象事業年度」に対応する額を記入してください。
- 決算期変更等の理由により「事業年度」と「審査対象事業年度」の期間が合致しない場合は、各「事業年度」の完成工事高を基に各「審査対象事業年度」に対応する完成工事高を算出するまでの計算過程を余白等に記入してください。(「審査対象事業年度」間に跨る「事業年度」の完成工事高については月単位で按分計算のこと。)

(決算期変更等の事情がある場合の記載例は千葉県県土整備部建設・不動産業課ホームページに掲載しています。)

3 工事種類別完成工事高付表

記載例

工事種類別完成工事高付表

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の 完成工事高（積み上げ後）	左に含める完成工事高
<p>（審査対象事業年度） 平成 年 月～平成 年 月 土木一式工事 15,000千円 うち元請 11,000千円</p> <p>（前審査対象事業年度） 平成 年 月～平成 年 月 土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円</p> <p>（前々審査対象事業年度） 平成 年 月～平成 年 月 土木一式工事 13,000千円 うち元請 9,000千円</p> <div data-bbox="240 1489 742 1709" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>積み上げ後の完成工事高を、審査対象事業年度ごとに記入する。うち元請の額も記入する。 各審査対象事業年度の期間も記入する。</p> </div>	<p>土木一式工事 10,000千円 うち元請 10,000千円 とび・土工・コンクリート工事 5,000千円 うち元請 1,000千円</p> <p>土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円 とび・土工・コンクリート工事 0千円 うち元請 0千円</p> <p>土木一式工事 9,000千円 うち元請 9,000千円 とび・土工・コンクリート工事 4,000千円 うち元請 0千円</p> <div data-bbox="837 1489 1369 1632" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>左に含める完成工事高を、審査対象事業年度ごとに記入する。うち元請の額も記入する。</p> </div> <div data-bbox="938 1653 1294 1718" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>記入をお忘れなく！</p> </div>
<p>申請者 _____ （株）</p>	

（決算期変更等の事情がある場合の記載例は千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページに掲載しています。）

4 技術職員名簿（2005 帳票）

記載要領

1 この名簿は、審査基準日において在籍する技術職員（建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は 2 までとする。

また、技術職員名は五十音順に記入すること。

2 カラムに記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。

3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が 3 枚目であれば 、12 枚目であれば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

4 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から 2 つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業		
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

5 「有資格区分コード」の欄は、審査基準日時点において技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて 34 頁～37 頁の一覧表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

6 「講習受講」の欄は、法第 15 条第 2 号イに該当する者が、審査基準日時点において建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、建設業法第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（又は平成 16 年 2 月 29 日以前の指定講習（平成 16 年 3 月 1 日改正前の建設業法第 27 条の 18 第 4 項の規定により国土交通大臣が指定する講習をいう。以下同じ。））を受講した場合（当期事業年度開始日（経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日をいう。以下同じ。）の直前 5 年以内に受講した場合に限る。）は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

7 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。（審査基準日時点の状況に基づき記載すること。）

8 本帳票の右下隅に、申請者の商号又は名称を記入すること。（2 枚以上の場合も全てに記入。）

注 意

1 経営事項審査では、職員の常勤性を、健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険」という。)の加入状況と 賃金の支給状況の組み合わせで確認します。 については、『その他の審査項目(社会性等X20004帳票)』の「健康保険及び厚生年金保険加入の有無(項番42)」において「無」又は「適用除外」の場合は、代替として住民税特別徴収税額通知書、建設業許可申請書副本(経營業務の管理責任者・専任技術者・令第3条の使用人を確認。)、所得税の確定申告書(個人事業者のみ。事業専従者を確認。)のいずれかを提示してください。

なお、上記で確認の取れる者であっても、以下の者は常勤の職員として該当しないこととなりますので、御注意ください。

(1) パート、アルバイトなど期間を定めて雇用されている者

(2) 農閑期における農家からの出稼ぎの者など季節的に雇用されている者

2 他社からの出向職員については、出向協定書、社会保険被保険者標準報酬決定通知書(原本)等及び源泉徴収簿により常勤性を確認します。

3 監査役は非常勤の役員として扱い、社会保険等に加入している場合でも技術職員に含めません。

(参 考)

建設業法第7条第2号

イ 学校教育法に基づく学校(大学、高等専門学校、高等学校)の指定学科を卒業した後、同学科に関連する工事に関し、一定期間(大学3年、高専3年、高校5年)以上の実務経験を有する者
(下表参照) コード番号001

ロ いずれかの建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者 コード番号002

ハ 一定の資格(建築士、土木施工管理技士等)を有する者

建設業法第15条第2号

イ 国土交通大臣が定めた検定等に合格した者又は免許を有する者

ロ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、元請で4,500万円以上の工事に関して、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

ハ 国土交通大臣が同号イ又はロと同等の能力を有すると認定した者

イと同等はコード番号003

ロと同等はコード番号004

(建設業法第7条第2号イに該当する技術者とは、下記Bの学科を卒業後Aの工事業の実務経験が大学で3年、高専で3年、高校で5年以上ある者をいいます。)

建 具 工 事 業	さ く 井 工 事 業	造 園 工 事 業	熱 絶 縁 工 事 業	消 防 施 設 工 事 業	機 械 器 具 設 置 工 事 業	防 水 工 事 業	板 金 工 事 業	し ゆ ん せ つ 工 事 業	鉄 筋 工 事 業	鋼 構 造 物 工 事 業	清 掃 施 設 工 事 業	水 道 施 設 工 事 業	管 工 事 業	電 気 通 信 工 事 業	電 気 工 事 業	塗 装 工 事 業	ブ ロ ック 工 事 業	タ イル ・ れ ん が ・ 工 事 業	屋 根 工 事 業	石 工 事 業	と び ・ 土 工 事 業	左 官 工 事 業	内 装 仕 上 工 事 業	ガ ラ ス 工 事 業	大 工 工 事 業	建 築 工 事 業	ほ 装 工 事 業	土 木 工 事 業		
建築学又は機械工学に関する学科	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は機械工学に関する学科	土木工学又は機械工学に関する学科	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	電気工学又は電気通信工学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科

注 意

建設業法第7条第2号イに該当する技術者については、該当する学校の指定学科を卒業したことを証する書面(卒業証書等)(写し可)を提示してください。

コード	資格区分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 "
303	大工工事業 "
304	左官工事業 "
305	とび・土工工事業 "
306	石工事業 "
307	屋根工事業 "
308	電気工事業 "
309	管工事業 "
310	タイル・れんが・ブロック工事業 "
311	鋼構造物工事業 "
312	鉄筋工事業 "
313	ほ装工事業 "
314	しゆんせつ工事業 "
315	板金工事業 "
316	ガラス工事業 "
317	塗装工事業 "
318	防水工事業 "
319	内装仕上工事業 "
320	機械器具設置工事業 "
321	熱絶縁工事業 "
322	電気通信工事業 "
323	造園工事業 "
324	さく井工事業 "
325	建具工事業 "
326	水道施設工事業 "
327	消防施設工事業 "
328	清掃施設工事業 "

コード	資格区分
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 "
503	大工工事業 "
504	左官工事業 "
505	とび・土工工事業 "
506	石工事業 "
507	屋根工事業 "
508	電気工事業 "
509	管工事業 "
510	タイル・れんが・ブロック工事業 "
511	鋼構造物工事業 "
512	鉄筋工事業 "
513	ほ装工事業 "
514	しゆんせつ工事業 "
515	板金工事業 "
516	ガラス工事業 "
517	塗装工事業 "
518	防水工事業 "
519	内装仕上工事業 "
520	機械器具設置工事業 "
521	熱絶縁工事業 "
522	電気通信工事業 "
523	造園工事業 "
524	さく井工事業 "
525	建具工事業 "
526	水道施設工事業 "
527	消防施設工事業 "
528	清掃施設工事業 "

401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 "
403	大工工事業 "
404	左官工事業 "
405	とび・土工工事業 "
406	石工事業 "
407	屋根工事業 "
408	電気工事業 "
409	管工事業 "
410	タイル・れんが・ブロック工事業 "
411	鋼構造物工事業 "
412	鉄筋工事業 "
413	ほ装工事業 "
414	しゆんせつ工事業 "
415	板金工事業 "
416	ガラス工事業 "
417	塗装工事業 "
418	防水工事業 "
419	内装仕上工事業 "
420	機械器具設置工事業 "
421	熱絶縁工事業 "
422	電気通信工事業 "
423	造園工事業 "
424	さく井工事業 "
425	建具工事業 "
426	水道施設工事業 "
427	消防施設工事業 "
428	清掃施設工事業 "

601	登録基礎技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
-----	---

備考

- 1 級技術者…法第15条第2号イに該当する者
- 2 級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該登録基礎技能者講習を修了した者…第18条の3第2項第2号の登録を受けた講

別紙二（技術職員名簿）の記載例

(用紙A4)
20005

技術者は五十音順に記入する。

技術職員名簿

ページ数を記入する技術者数が多く2枚目以上に渡る場合は2枚目以降は「002」、「003」...と記入する

頁数 頂番 数 6 1 0 0 1 頁

通番	氏名	生年月日	業種コード	有資格区分	資格区分	講習受講	業種コード	有資格区分	資格区分	講習受講	監理技術者資格者証交付番号						
1		年月日	6	2	0	1	1	1	3	1	1	3	1	1	3	1	第号
2			6	2													
3			技術職員1人につき2業種のみ申請可														
4			(2業種の考え方)														
5			・ 1資格から2業種選択でもOK 例:土木施工管理技士 土木・ほ装 この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入														
6			・ 2資格から1業種ずつ選択でもOK 例:土木施工管理技士・建築施工管理技士 土木・建築														
7			6	2													
8			「講習受講」欄について														
9			申請する業種について、次の から の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入														
10			建設業法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)														
11			建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けていること														
12			建設業法第26条の4から6の規定による講習(又は平成16年2月29日以前の指定講習)を、当期事業年度開始日の直前5年以内に受講していること														
13			申請日														
14			直前5年														
15			当期事業年度														
16			この期間内に受講していることが必要 (当期事業年度開始日が平成21年4月1日の場合 平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間)														
17			6	2													
18			6	2													
19			6	2													
20			6	2													
21			6	2													
22			6	2													
23			6	2													
24			6	2													
25			6	2													
26			6	2													
27			6	2													
28			6	2													
29			6	2													
30			6	2													

監理技術者資格者証の交付番号を記入する
審査基準日時点において、有効期限を経過している場合又は所属建設業者の欄が申請建設業者名と一致していない場合は記載不可

この名簿に記入した技術者の人数は、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評価値請求書(20001帳票)の項番19に記入した技術職員数と必ず一致していなければなりません

記入をお忘れなく!

申請者 (株)

5 その他の審査項目（社会性等）（2004 帳票）

記載要領

- 1 カラムに記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2のように右詰めで記入すること。
- 2 4 1「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。

確認書類： 雇用保険について、審査基準日を含む年度の概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面により確認します。（領収書及び労働保険概算・確定申告書）
雇用保険を組合等を通じて加入している場合、組合等から発行される納入通知書及び領収書により確認します。

- 3 4 2「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保険事務所長（健康保険にあっては、健康保険組合を含む。）に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険及び厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。

確認書類： 15頁の³⁰の書類により確認します。

- 4 4 3「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

特定業種退職金共済契約を締結していても、これを履行していないため、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から加入・履行証明書が発行されない場合は、「2」を記入すること。

確認書類： 勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部の発行する加入・履行証明書（経営事項審査申請用に限る。）により確認します。

独立行政法人勤労者退職金共済機構建退千葉県支部
043 - 246 - 7379

- 5 4 4「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。（退職金の制度について、労働協約の定め又は労働基準法第89条第1項第3号の2の定めるところによる就業規則（同条第2項の退職手当に関する事項についての規則を含む。）の定めがあること）
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に規定する特定退職金共

済団体との間で退職金共済契約が締結されていること)

- (4) 厚生年金基金が設立されていること。(厚生年金基金(厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき企業ごと又は職域ごとに設立して老齢厚生年金の上乗せ給付を行うことを目的とするものをいう。)が設立されていること)
- (5) 法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。(法人税法(昭和40年法律第34号)附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約(事業主がその使用人を受益者等として掛金等を信託銀行又は生命保険会社等に払い込み、これらが退職年金を支給することを約するものをいう。)が締結されていること)
- (6) 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に規定する確定給付企業年金が導入されていること。(確定給付企業年金法第2条第1項に規定する確定給付企業年金(事業主が従業員との年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金及び規約型企業年金をいう。)が導入されていること)
- (7) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に規定する企業型年金が導入されていること。(確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金(厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいう。)が導入されていること)

確認書類:(1)にあつては、労働協約、就業規則若しくは退職金規則(常時100人以上の労働者を使用している場合には、労働基準監督署の受付印のあるもの)により確認します。
(2)及び(3)にあつては、勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部若しくは特定退職金共済団体の発行する加入証明書又は共済契約書により確認します。
(4)にあつては、厚生年金基金の発行する加入証明書により確認します。
(5)にあつては、適格退職年金の契約書により確認します。
(6)にあつては、企業年金基金の発行する加入証明書(基金型企業年金の場合)、資産管理運用機関の発行する加入証明書(規約型企業年金の場合)により確認します。
(7)にあつては、確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書により確認します。

- 6 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会、(社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

なお、この法定外労働災害補償制度の要件としては、次の4つの要件を満たしていることが必要である。

業務災害と通勤災害のいずれも保険給付の対象としていること。

直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべての直接の使用関係にある職員のすべてを保険給付の対象としていること。(従って、記名式の制度はこの要件を満たさない。))

少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを保険給付の対象としていること。

共同企業体による工事及び海外工事を除くすべての工事現場の災害を保険給付の対象としていること。(工事現場ごとに加入する制度はこの要件を満たさない。))

また、いわゆる団体加入の場合は個々の事業主は法律上の保険契約者とはなりません、実質上保険会社との間で契約を締結しているものとみなします。

確認書類： 次により確認します。

- (財)建設業福祉共済団 建設労災補償共済制度加入証明書
- (社)全国建設業労災互助会 全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書
- 全国中小企業共済協同組合連合会 労働災害補償共済契約加入者証書
- (社)全国労働保険事務組合連合会 労保連労働災害共済加入証明書
- 保険会社 前記 から の要件が確認できる保険証券又は加入証明書
- 建設業者団体等 建設業者団体等(民法34条の公益法人であるものに限る。)
が発行する団体保険制度への加入を証明する書類又は保険会社が発行する団体保険
制度への加入を証明する書類(申請者の名称が確認できるもの。)で、前記 から
の要件を確認できるもの。

なお、併せて、上記のいずれの場合も、審査基準日を含む年度の政府の労働災害補償保険料を納付したことを証する書面も確認します。(領収書及び労働保険概算・確定申告書)この政府労災の確認については、組合等を通じて加入している場合は、組合等から発行される納入通知書及び領収書により確認します。

7 [4][6]「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間(建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。)を除く。1年に満たない端数は切り捨てる。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

また、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革又は、建設業を譲り受けた沿革を有するもので、変更又は譲り受け前にすでに建設業の許可又は登録を有していたことがある者は、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点とすること。

8 [4][7]「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

確認書類： 次により確認します。なお、この確認書類は提出してください。

- 国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、直接防災活動に関する協定を締結している場合は、当該協定書(写し)
- 申請者が加入している団体が地方公共団体等と防災活動に関する協定を結んでいる場合は、加入していること及び防災活動に従事していることが証明できる証明書【審査基準日以外の発行日が記載されている場合は申請日前3か月以内に発行された原本】

9 [4][8]「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年(建設業法第27条の23第1項の規定により経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前一年をいう。以下同じ。)において、建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

10 [4][9]「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、建設業法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

11 [5][0]「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合(会

計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合に限る。)は「1」を、会計参与の設置を行っている場合(会計参与が会計参与報告書を作成している場合に限る。)は「2」を、建設業に従事する職員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。)をいい、労務者(常用労務者を含む。)又はこれに準ずる者を除く。)のうち、経理実務の責任者であって、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験(及び平成17年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験)の合格者(5)1「公認会計士等の数」に計上した者)が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものを提出する場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

確認書類： 次により確認します。なお、この確認書類は提出してください。

- 会計監査人の設置を行っている場合は、監査報告書(写し)
- 会計参与の設置を行っている場合は、会計参与報告書(写し)
- 建設業に従事する職員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。)をいい、労務者(常用労務者を含む。)又はこれに準ずる者を除く。)のうち、経理実務の責任者であって、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験(及び平成17年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験)の合格者(5)1「公認会計士等の数」に計上した者)が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出する場合は、その書類(原本)「経理処理の適正を確認した旨の書類」の様式は、千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページに掲載しています。

12 (5)1「公認会計士等の数」については、建設業に従事する職員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。)をいい、労務者(常用労務者を含む。)又はこれに準ずる者を除く。)のうち、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験(及び平成17年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験)の合格者の人数の合計を記入すること。(審査基準日時点の人数)

確認書類： 次により確認します。

- 公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者にあつては、その資格を証する免状等の写し
- 一級登録経理試験(及び平成17年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験)の合格者にあつては、(財)建設業振興基金の発行した合格証書の写し又は合格証明書の原本

なお、上記のいずれに該当する者についても、技術職員の場合と同様に常勤性の確認を行います(32頁参照)。

13 (5)2「二級登録経理試験合格者の数」については、建設業に従事する職員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。)をいい、労務者(常用労務者を含む。)又はこれに準ずる者を除く。)のうち、二級登録経理試験(及び平成17年度までの国土交通大臣認定の二級建設業経理事務士検定試験)の合格者の人数を記入すること。(5)1「公認会計士等の数」に計上した者は除く。)(審査基準日時点の人数)

確認書類： 次により確認します。

- (財)建設業振興基金の発行した合格証書の写し又は合格証明書の原本
なお、技術職員の場合と同様に常勤性の確認を行います(32頁参照)。

- 14 **5** **3** 「研究開発費(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること(会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。) 会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費(2期平均)を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

確認書類： 次により確認します。

- 建設業法施行規則別記様式第17号の2注記表又はこれに準ずる書類

- 15 本帳票の右下隅に、申請者の商号又は名称を記入すること。

別紙三（その他の審査項目（社会性等））の記載例

(用紙A4)
2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況									
雇用保険加入の有無	項番 4 1	3 1	〔1.有、2.無、3.適用除外〕						
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	4 2	3 1	〔1.有、2.無、3.適用除外〕						
建設業退職金共済制度加入の有無	4 3	3 1	〔1.有、2.無〕						
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 4	3 1	〔1.有、2.無〕						
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 5	3 1	〔1.有、2.無〕						
建設業の営業年数									
営業年数	4 6	3 1 1 1 (年)	休業期間、廃業期間、許可切れ期間等を記入する 組織変更、合併等を具体的に記入する						
建設業の許可又は登録を最初に受けた時から審査基準日までの年数を記入する。端数は切り捨て。	<table border="1"> <tr> <td>初めて許可（登録）を受けた年月日</td> <td>休業等期間</td> <td>備考（組織変更等）</td> </tr> <tr> <td>昭和 平成 4 5 年 1 2 月 5 日</td> <td>年 月 日</td> <td>昭和58年1月22日有限会社から株式会社へ変更</td> </tr> </table>			初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）	昭和 平成 4 5 年 1 2 月 5 日	年 月 日	昭和58年1月22日有限会社から株式会社へ変更
初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）							
昭和 平成 4 5 年 1 2 月 5 日	年 月 日	昭和58年1月22日有限会社から株式会社へ変更							
防災活動への貢献の状況									
防災協定の締結の有無	4 7	3 1	〔1.有、2.無〕						
法令遵守の状況									
営業停止処分の有無	4 8	3 2	審査対象年に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入						
指示処分の有無	4 9	3 2							
建設業の経理の状況									
監査の受審状況	5 0	3 3	〔1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無〕						
公認会計士等の数	5 1	3 5 1 (人)							
二級登録経理試験合格者の数	5 2	3 5 0 (人)							
研究開発の状況									
研究開発費（2期平均）	5 3	3 5 10 0 (千円)							
「監査の受審状況」欄において「1」を記入した場合のみ、2期平均の額を記入 それ以外の場合は、「0」を記入	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> </tr> <tr> <td>0 (千円)</td> <td>0 (千円)</td> </tr> </table>			審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	0 (千円)	0 (千円)		
審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度								
0 (千円)	0 (千円)								
「審査対象事業年度」の考え方は29頁最下部の記載と同じ									

記入をお忘れなく！
申請者 (株)

6 経営規模等評価申請等提出票

記載例

経営規模等評価申請等提出票

申請等の区分 (該当するものに印)	
<input type="checkbox"/>	経営規模等評価申請及び総合評定値請求
<input type="checkbox"/>	経営規模等評価申請
<input type="checkbox"/>	総合評定値請求
<input type="checkbox"/>	経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求
<input type="checkbox"/>	経営規模等評価再審査申立
<input type="checkbox"/>	経営規模等評価再審査申立(制度改正)及び総合評定値請求
<input type="checkbox"/>	経営規模等評価再審査申立(制度改正)

許可番号 <small>(「国土交通大臣・千葉県知事」については、不要のものを消すこと)</small>	国土交通大臣 千葉県知事 許可 第 _____ 号
商号又は名称	(株)
審査基準日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

経営規模等 評価対象業 建設 <small>(該当するものに印)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 土木	<input type="checkbox"/> 建築	<input type="checkbox"/> 大工	<input type="checkbox"/> 左官	<input type="checkbox"/> とび・土工	<input type="checkbox"/> 石	<input type="checkbox"/> 屋根	<input type="checkbox"/> 電気	<input type="checkbox"/> 管	<input type="checkbox"/> タイル・れんが・ブロック
	<input type="checkbox"/> 鋼構造物	<input type="checkbox"/> 鉄筋	<input checked="" type="checkbox"/> ぼ装	<input type="checkbox"/> しゅんせつ	<input type="checkbox"/> 板金	<input type="checkbox"/> ガラス	<input type="checkbox"/> 塗装	<input type="checkbox"/> 防水	<input type="checkbox"/> 内装仕上	<input type="checkbox"/> 機械器具設置
	<input type="checkbox"/> 熱絶縁	<input type="checkbox"/> 電気通信	<input type="checkbox"/> 造園	<input type="checkbox"/> さく井	<input type="checkbox"/> 建具	<input type="checkbox"/> 水道施設	<input type="checkbox"/> 消防施設	<input type="checkbox"/> 清掃施設		

完成工事高積上の有無 <small>(該当するものに印)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	他の業種に完成工事高を積み上げる業種は選択しないこと。
---	---------------------------------------	----------------------------	-----------------------------

行政庁側記入欄

事務所コード 整理番号

(旧)

(受付) 年 月 日

受付印

7 実務経験証明書

1人の技術職員について、勤務先等の変更により証明者が異なる場合は証明者ごとに作成し、「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、工事箇所等を具体的に記載することとし、少なくとも1年につき1件の工事を記入してください。

なお、実務経験による資格登録のある方で、別の業種で追加登録する場合は、すでに登録してある業種に係る実務経験証明書も提示してください。

記載例

別記第九号（第三条関係）

（A4）

実務経験証明書

下記の者は、**とび・土工・コンクリート**工事に、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証明者 住 所 平成21年 7月29日
 氏名又は名称 千葉県中央区市場町1-1
 記 経審建設工業株式会社 **実印**
 代表取締役 経審 太郎

技術者の氏名	木更津 道 雄	生年月日	昭和37年4月24日	使用された期間	昭和61年4月 から 平成19年7月 まで
使用者の商号 又は名称	経審建設工業株式会社				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事主任	千葉南ロータリークラブ10周年記念碑コンクリート工事他			8年4月から 10年3月まで	
工事係長	船橋市立教育会館児童遊園外構工事他			10年4月から 11年3月まで	
"	八千代市八千代台宅地造成盛土工事他			11年4月から 12年3月まで	
"	習志野市大久保公園時計塔コンクリート工事他			12年4月から 13年3月まで	
"	都市計画道路8、7、6号整備土工事他			13年4月から 14年3月まで	
"	検見川浜ニュータウン造成盛土工事他			14年4月から 15年3月まで	
"	検見川サイクリングロード案内板設置工事他			15年4月から 16年3月まで	
工事課長	佐倉市防護柵設置工事他			16年4月から 17年3月まで	
"	東関東自動車道段差修正工事他			17年4月から 18年3月まで	
"	佐倉警察署管内道路標識設置工事			18年4月から 19年3月まで	
使用者の証明 を得ることが できない場合	その理由			合 計 満11年 月	証明者と被証 明者との関係 社 員

記載事項

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

（注） 工事1件ごとに記入するのが原則ですが、知事許可の場合で通年にわたって建設工事が続く場合には、その年の代表的工事の件名を記入して1年分を1行にまとめる。1番上の行に古いものを何年分かまとめても良い。
 実務経験の内容は、業種がわかるように具体的に記入する。

第3 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法(国土交通大臣許可業者)

1 審査日・受付時間・審査会場・申請書類等

(1) 審査日

千葉県の開庁日(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号。)第1条に規定する県の休日でない日)

注 意

1 審査の指定日はありません。事業年度終了後、出来る限り早く申請してください(目安:事業年度終了後4か月以内に申請してください)。申請の時期が遅れると、経営事項審査結果の有効期間に空白が生じる場合がありますのでご注意ください(5頁参照。)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 審査会場

千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎7階
千葉県県土整備部建設・不動産課窓口

(4) 申請書類等

次のア及びイの書類を作成し提出してください。なお、アの書類については適当な箱又は封筒に詰めて提出してください(複数の箱又は封筒を使用しても構いません)。なお、受付時には一旦開封し内容を確認します。

ア 「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件」(平成16年4月19日国土交通省告示第482号)に掲げられた提出書類一式(正本1部提出)

収入印紙は、収入印紙貼付書(様式自由)に貼付し、提出してください。

関東地方整備局における提出書類の取り扱いについては、関東地方整備局のホームページをご覧ください。(千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページからリンクしています。)

イ 経営規模等評価申請等提出票(正副各1部提出)

注 意

1 経営規模等評価申請等提出票の様式は、千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページに掲載しています。(http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/i_kenhu/index.html)

2 経営規模等評価申請等提出票の副本1部は、申請者控として受付時に受付印を押印して返却します。

3 確認書類は一切返却しません。原本ではなく必ず写しを提出してください。

第4 参考

1 建設工事と建設業の種類

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プ ラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、 又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル 防水工事、吹付け工事、とぎ出し工 事、洗い出し工事	防水モルタルを用いた防水工事は 左官工事業、防水工事業どちらの業 種の許可でも施工可能である。 「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」 については、通常、左官工事を行う 際の準備作業として当然に含まれて いるものである。
とび・土 工・コンク リート工事	とび・土工 工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資 材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の 組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐ いを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め 等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造す る工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工 事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設 工事、重量物の揚重運搬配置工事、 鉄骨組立て工事、コンクリートブロック 据付け工事、工作物解体工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き 工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、 発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設 工事、コンクリート圧送工事、プレス トレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工 事、ボーリンググラウト工事、土留め 工事、仮締切り工事、吹付け工事、 道路付属物設置工事、捨石工事、外 構工事、はつり工事	『とび・土工・コンクリート工事』にお ける「コンクリートブロック据付け工事」、 並びに『石工事』及び『タイル・れん が・ブロック工事』における「コンクリ ートブロック積み(張り)工事」間の区分 の考え方は、根固めブロック、消波ブ ロックの据付け等土木工事において 規模の大きいコンクリートブロックの据 付けを行う工事等が『とび・土工・コン クリート工事』における「コンクリートブ ロック据付け工事」であり、建築物の 内外装として擬石等をはり付ける工 事や法面処理、又は擁壁としてコンク リートブロックを積み、又ははり付ける 工事等が『石工事』における「コンク リートブロック積み(張り)工事」であ り、コンクリートブロックにより建築物を 建設する工事等が『タイル・れんが・ ブロック工事』における「コンクリート ブロック積み(張り)工事」である。 「プレストレストコンクリート工事」の うち橋梁等の土木工作物を総合的に 建設する工事は『土木一式工事』に 該当する。 「吹付け工事」とは、「モルタル吹付 け工事」及び「種子吹付け工事」を総 称したものであり、法面処理等のた めにモルタル又は種子を吹付ける工 事をいい、建築物に対するモルタル等 の吹付けは『左官工事』における「吹 付け工事」に該当する。 「地盤改良工事」とは、薬液注入工 事、ウエルポイント工事等各種の地盤 の改良を行う工事を総称したもので ある。
石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブ ロック及び擬石を含む。)の加工又は 積方により工作物を築造し、又は工 作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロッ ク積み(張り)工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事	「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」と「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	
ほ装工事	ほ装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては「ほ装工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは「ほ装工事」に該当する。
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	「建築板金工事」とは、建築物の内装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事	
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」及び「ブラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「土工・コンクリート工事」に該当する。
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「機械器具設置工事」ではなく「管工事」に該当する。
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事	
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	「情報制御設備工事」にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は「電気通信工事」に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、「電気通信工事」に該当しない。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事	「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	上下水道に関する施設の建設工事における「水道施設工事」、「管工事」及び「土木一式工事」間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	「金属製避難はしご」とは、火災時等にも使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。

2 完成工事高積み上げ申請に関するよくある質問

Q 1 : 完成工事高積み上げ申請とは何ですか。

A 1 : 一つの建設業の完成工事高を他の建設業の完成工事高に含める申請のことです。

土木一式工事業又は建築一式工事業（以下「一式工事業」という。）を申請する場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業の年間完成工事高を、一式工事業とは別に申請する場合を除き、その内容に応じて、いずれかの一式工事業の年間完成工事高に含めることができます。

積み上げ先の一式工事		積み上げ元の専門工事
土木一式		とび、石、鋼構造物（土木に関する工事に限る。）、ほ装、水道施設
建築一式		大工、左官、屋根、タイル、鋼構造物（建築に関する工事に限る。）、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具

（例）建築工事業と大工工事業の2種類の許可を受けている方は、経営事項審査を建築工事業のみで申請する場合、大工工事業の年間平均工事高を建築工事業の年間平均工事高に含めることができます。

一式工事業以外の専門工事業を申請する場合には、許可を受けた建設業のうち別の一式工事業以外の建設業の完成工事高を、別個に申請する場合を除き、その性質に応じて、当該一式工事業以外の建設業の完成工事高に含めることができます。

専門工事 （積み上げ先） （積み上げ元）		専門工事 （積み上げ元） （積み上げ先）
電気	（ ）	電気通信
管	（ ）	水道施設
管	（ ）	消防施設
とび・土工	（ ）	石

（例）電気工事業と電気通信工事業の2種類の許可を受けている方は、経営事項審査を電気工事業のみで申請する場合、電気通信工事業の年間平均完成工事高を電気工事業の年間平均完成工事高に含めることができます。

Q 2 : 完成工事高積み上げ申請する場合、どのような書類が必要ですか。

A 2 : 「工事種類別完成工事高付表」(30頁記載例参照)を作成してください。また、積み上げ先工事のほかに積み上げ元の工事についても、契約内容が確認できる書類(建設工事請負契約書等)の金額上位5件の提示が必要です。

Q 3 : 完成工事高積み上げ申請する場合、手数料はいくらになりますか。

A 3 : 手数料は申請する業種分のみです。例えば、前頁のQ 1の事例で経営規模等評価申請及び総合評定値を同時に行う場合、1業種分の手数料(11,000円)となります。

Q 4 : 積み上げ元の業種で県への入札参加申請はできますか。

A 4 : 積み上げ元の業種では経営事項審査を受審していないので、申請はできません。

Q 5 : 審査対象事業年度中に業種追加をし、積み上げ申請をする場合、前審査対象事業年度のその業種の取扱いはどのようになりますか。

A 5 : 新たに許可を取った業種を積み上げ申請し直す場合、「工事種類別完成工事高付表」のほか、次の書類を作成し添付資料に袋とじをした上、当該業種にかかる契約書等、金額の上位5件を持参してください。

ア 工事経歴書

イ 直前三年の各事業年度における工事施工金額

「工事種類別完成工事高付表」には、業種追加した業種について完工高が無くとも、業種名及び完工高(0千円)の記載を忘れずをお願いします。

3 建設工事の区分に関するよくある質問

Q 1 : 下請で請け負った工事について、土木一式工事や建築一式工事に計上することはできますか。

A 1 : 公共工事については一切できません。

民間工事については、発注者の書面による承諾を受け、元請から一括して工事を請け負った場合には可能です。

それ以外の場合は一式工事以外の専門工事（とび・土工工事や内装工事など）に計上するか、「その他の建設工事」に計上することになります。

【考え方】

土木一式工事、建築一式工事の要素である「総合的な企画、指導、調整」は原則として元請で施工する業者が行うものであり、これを下請業者が行う場合は、元請から一括して工事を請け負ったときに限られます。

建設業法上、こうした一括しての下請負は、発注者から書面による承諾を得た場合以外は禁じられています。また公共工事に関する一括下請負、および民間工事であっても共同住宅の新築に関する工事（平成 20 年 11 月 28 日以降に請け負うもの）に関する一括下請負については全面的に禁じられています。

なお、土木一式工事、建築一式工事の許可を有していても、専門工事について請負金額が 500 万円以上となる工事を施工する場合には、その専門工事業の許可が必要となりますのでご注意ください。

Q 2 : リフォーム工事を元請で施工しましたが建築一式工事に計上することはできますか。

A 2 : ほとんどのリフォーム工事は専門工事（内装仕上工事など）に区分されます。

大規模なリフォーム工事では、建築一式工事に区分される場合もあります。

【考え方】

建設業の業種の区分において「リフォーム工事」というものはありませんので、その工事の内容に応じて、28の業種の区分のいずれかに計上することになります。

一例として、工事の内容が内装の改装であれば内装仕上工事になります。

なお、リフォーム工事が建築一式工事に当たるケースは、増改築工事など、総合的な指導・監督・調整が求められる規模・内容の工事に限られます。

建築一式工事に当たる工事の例

住宅新築工事、建築確認を要する規模の増改築工事

Q 3 : 宅地造成工事を元請で施工しましたが、土木一式工事に計上することはできますか。

A 3 : 工事内容によって土木一式工事に計上する場合と、とび・土工工事に計上する場合に分かれます。

【考え方】

土木一式工事は、複数の専門工事を組み合わせて土木工作物を作る工事や、工事の規模や複雑さなどにより、専門工事では施工できないような土木工作物を作る工事を指します。

したがって、単に盛土や切土、掘削や締め固めなどの工事を行ったのみの場合はとび・土工工事に計上します。

しかし、これらに加え、舗装や擁壁、道路や上下水道などの整備を含めて請け負い、総合的にこれらの工事を施工した場合は土木一式工事に計上することになります。

土木一式工事に当たる工事の例

道路工事、河川工事、砂防工事、海岸工事、港湾工事、橋梁工事、トンネル工事、ダム工事、水路工事、管渠工事、地下工作物工事、鉄道軌道工事、干拓工事、土木工作物の解体工事

Q 4 : 樹木の剪定や伐採を行いました。造園工事に計上することはできますか。

A 4 : 計上することはできません。

【考え方】

建設業法でいう「建設業」とは、「建設工事」の完成を請け負う営業を指します。

建設業法上の「建設工事」は土木一式工事や建築一式工事など28の業種に分かれています。すべての業種の定義において、建築物や土木工作物を作る、あるいは加工・取り付けなどの作業を通じてそれらに機能を付加するなどの要素を含んだものが工事とされています。

樹木の剪定や伐採はこうした要素を含まず、建設工事にはあたらないので、工事経歴として計上することもできません。

工事にあたらないものの例

- ・ 樹木の剪定や伐採、草刈り
- ・ 道路などの清掃作業
- ・ 設備・機器の点検業務
- ・ 建設機械や土砂などの運搬業務
- ・ ボーリング調査などの調査業務、測量業務
- ・ 船舶や航空機など土地に定着しない工作物の建造

4 建設業関連法令等（抜粋）

法：建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）
政令：建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）
省令：建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）

（1） 経営事項審査

法第27条の23第1項（経営事項審査）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、**その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。**

政令第27条の13（公共性のある施設又は工作物に関する建設工事）

法第27条の23第1項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

一 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによつて必要を生じた応急の建設工事

二 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

省令第18条の2（経営事項審査の受審）

法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と**請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。**

（2） 建設業許可に係る変更届出書（事業年度終了届）

法第11条（変更等の届出）

許可に係る建設業者は、第5条第1号から第4号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、30日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第6条第1項第1号及び第2号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、**毎事業年度経過後4月以内**に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（以下省略）

法第6条（許可申請書の添付書類）

前条の許可申請書には、国土交通省令の定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事経歴書

二 直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

（以下省略）

政令第1条の2第1項（軽微な建設工事）

法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事とする。

(3) 主任技術者及び監理技術者の専任

法第26条第3項（主任技術者及び監理技術者の設置等）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

政令第27条第1項（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事）

法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が2,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、5,000万円）以上のものとする。

一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

二 第15条第1号及び第3号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

イ 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設

ロ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者（同法第9条に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設

ハ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2に規定する放送事業者が同条第1号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）

ニ 学校

ホ 図書館、美術館、博物館又は展示場

ヘ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設

ト 病院又は診療所

チ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設

リ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設

ヌ 集会場又は公会堂

ル 市場又は百貨店

ヲ 事務所

ワ ホテル又は旅館

カ 共同住宅、寄宿舍又は下宿

ヨ 公衆浴場

タ 興行場又はダンスホール

レ 神社、寺院又は教会

ソ 工場、ドック又は倉庫

ツ 展望塔

政令第15条（公共性のある施設又は工作物）

法第25条の1第2号の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、

飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道

(第二号省略)

三 電気事業用施設(電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。)又はガス事業用施設(ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。)

(第四号省略)

(4) 工事請負契約書の作成

法第18条(建設工事の請負契約の原則)

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

法第19条(建設工事の請負契約の内容)

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 工事内容

二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期

四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

七 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

十四 契約に関する紛争の解決方法

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前2項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

注文書及び請書による契約の締結について(次頁参照)

(5) 一括下請負の禁止

法第 2 2 条 (一括下請負の禁止)

建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 1 2 年 1 1 月 2 7 日法律第 1 2 7 号) 第 1 2 条 (一括下請負の禁止)

公共工事については、建設業法第 2 2 条第 3 項の規定は、適用しない。

注文書及び請書による契約の締結について

〔平成12年6月29日付け建設省経建発第132号
建設省建設経済局建設業課長通知（千葉県土木部長宛て）〕

建設業法(以下「法」という。)第19条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第1項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、建設業者間の実際の取引現場においては、注文書及び請書の形態により請書契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約にかかる法第19条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いいたします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の(1)又は(2)の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、法第19条第1項の規定に違反しないものであること。
 - (1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合
 - 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
 - 注文書及び請書には、法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
 - 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
 - (2) 注文書及び請書の交換のみによる場合
 - 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
 - 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載すること。
 - 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
 - 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
 - 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
- 2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは、次によることができる。
 - 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
 - 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該事項の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

5 工事経歴書に関する注意事項について

記載要領 経営事項審査申請を行う場合は、消費税課税事業者は消費税抜で、消費税免税事業者は消費税込で作成すること。

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事については「JV」と記載すること。
- 7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 8 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 9 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとと同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

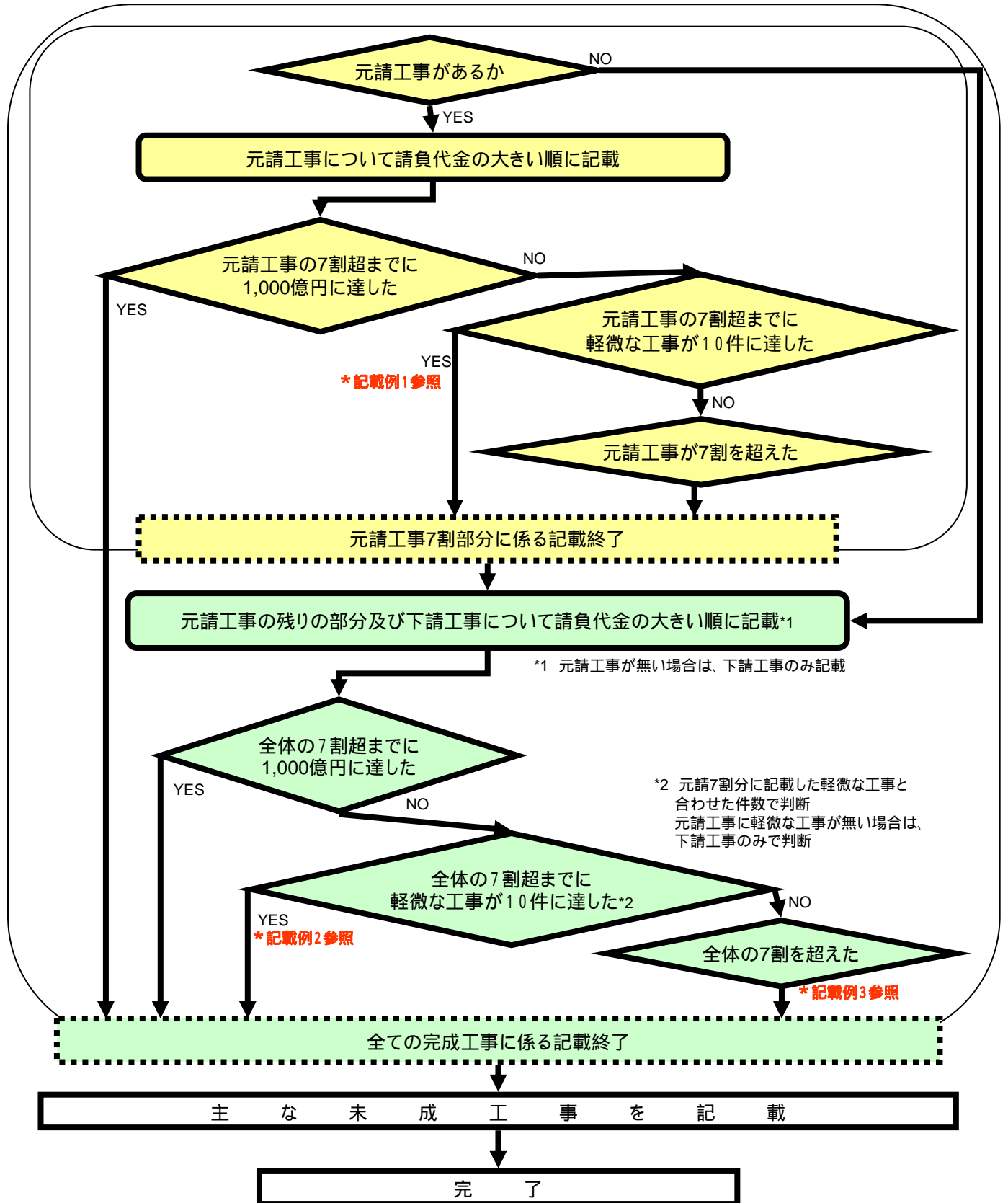
(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

（千葉県知事許可業者の方のみ）「配置技術者氏名」の欄に記載のある者で「技術職員名簿（20005帳票）」に配置技術者になり得る資格の記載の無い者については、経営規模等評価の対面審査の際に、資格を証する書類及び常勤性を確認できる書類（給与の源泉徴収簿等）の提示が必要になります。

工事経歴書(第2号様式)の記載フロ -

元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、 において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



工 事 経 歴 書
とび・土工・コンクリート 工事（税込・税抜）

*記載例！ 工事経歴書記載例
(元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事現場のある都道府県市区町村名	工事名	工事現場のある都道府県市区町村名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所には印を記載)	請負代金の額 うち、 ・PC ・法面処理 ・機械上部	着工年月日	工 期 完成又は 完成予定年月
(完成工事)										
A	元請		東 市	工事		〃		9,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
B	元請		東 市	工事		〃		4,500 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
C	元請		東 市	工事		〃		3,200 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
D	元請		東 市	工事		〃		2,500 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
E	元請		東 市	工事		〃		2,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
F	元請		東 市	工事		〃		1,900 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
G	元請		東 市	工事		〃		1,800 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
H	元請		東 市	工事		〃		1,700 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
I	元請		東 市	工事		〃		1,600 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
J	元請		東 市	工事		〃		1,500 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
K	元請		東 市	工事		〃		1,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
L	下請			工事				8,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
								39,700 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
								12 件	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
									うち 元請工事 30,700 千円	平成 年 月 平成 年 月
									うち 元請工事	平成 年 月 平成 年 月

元請工事の7割部分に係る
完成工事

下請工事に係る
完成工事

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

「軽微な工事」 B~Kの件数=10件

ハージことこの完成工事高の合計額(A~L)

ハージことこの元請工事に係る
完成工事高の合計額(A~K)

工 事 経 歴 書
とび・土工・コンクリート 工事（税込・税抜）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事現場のある都道府県市区町村名	工事名	工事現場のある都道府県市区町村名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所には印を記載)	請負代金の額 うち、 ・PC ・法面処理 ・機械上部	着工年月日	工 期 完成又は 完成予定年月
(主な未成工事)										
M	下請		東 市	工事		〃		7,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
								7,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
								1 件	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
									うち 元請工事	平成 年 月 平成 年 月
									44,000 千円	平成 年 月 平成 年 月
								43 件	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
									うち 元請工事	平成 年 月 平成 年 月

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額を7割を超えたため記載終了

(途中省略)

ハージことこの完成工事高の合計額(M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

工 事 経 歴 書
とび・土工・コンクリート 工事（税込・税抜）

*記載例2 工事経歴書記載例
(全体で軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事現場のある都道府県市区町村名	工事名	配置技術者の氏名	配置技術者の主任技術者又は監理技術者の別(担当箇所により記載)	請負代金の額	着工年月日	工 期
(完成工事)									
	元請		東 市	工事	〃		10,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
	元請		東 市	工事	〃		4,500 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
	元請		東 市	工事	〃		3,200 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
	下請			工事		1.元請工事に係る完成工事高の合計額の7割を超えて記載	8,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
	下請		東 市	工事	〃		5,500 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
	下請		東 市	工事	〃		2,500 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
	下請		東 市	工事	〃		2,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
	下請		東 市	工事	〃		1,900 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
	下請		東 市	工事	〃		1,800 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
	元請		東 市	工事	〃		1,700 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
	下請		東 市	工事	〃		1,600 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
	下請		東 市	工事	〃		1,500 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
					小計	12 件	44,200 千円	うち 元請工事 19,400 千円	
								うち 元請工事	

元請工事の7割部分に係る完成工事

以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

ハージごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~C+J)

「軽微な工事」 B~C+F~Mの件数=10件

ハージごとの完成工事高の合計額(A~L)計

工 事 経 歴 書
とび・土工・コンクリート 工事（税込・税抜）

*記載例2 工事経歴書記載例
(全体で軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事現場のある都道府県市区町村名	工事名	配置技術者の氏名	配置技術者の主任技術者又は監理技術者の別(担当箇所により記載)	請負代金の額	着工年月日	工 期
(主な未成工事)									
	下請		東 市	工事	〃		1,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月 平成 年 月
					小計	1 件	1,000 千円	うち 元請工事	
								うち 元請工事	

2.軽微な工事が10件に達したため記載終了

ハージごとの完成工事高の合計額(M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

工事経歴書

とび・土工・コンクリート

工事（税込・税抜）

*記載例3 工事経歴書記載例
(全ての完成工事高の合計額の7割に達した場合)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事現場のある都道府県	工事名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所には印を記載)	請負代金の額 うち ・PC ・法面処理 ・薬味土留	着工年月日	工期 完成又は 完成予定年月
(完成工事)									
	元請		東 市	工事			8,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月
	元請		東 市	工事			7,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月
	元請		東 市	工事			3,200 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月
	下請			工事			8,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月
	下請		東 市	工事			7,500 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月
	下請		東 市	工事			6,300 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月
	下請		東 市	工事			5,100 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月
	元請		東 市	工事			2,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月
	下請		東 市	工事			1,800 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月
(主か未成工事)									
	元請		東 市	工事			9,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月
	下請		東 市	工事			7,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月
							小計 9 49,900 千円	うち 元請工事 20,200 千円	千円
							合計	千円	千円

元請工事の7割部分に係る完成工事

以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

A~Cの合計額 Y07

A~Iの合計額 X07割

「軽微な工事」

A~Jごとの完成工事高の合計額(A~I)

工事経歴書

とび・土工・コンクリート

工事（税込・税抜）

*記載例3 工事経歴書記載例
(全ての完成工事高の合計額の7割に達した場合)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事現場のある都道府県	工事名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所には印を記載)	請負代金の額 うち ・PC ・法面処理 ・薬味土留	着工年月日	工期 完成又は 完成予定年月
	下請		東 市	工事			5,000 千円	平成 年 月 平成 年 月	平成 年 月
							小計	千円	千円
							合計	千円	千円
(途中省略)									
							小計	千円	千円
							合計	千円	千円

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

X

Y

6 建設業法における技術者制度について

主任技術者と監理技術者

建設業の許可業者は、施工する工事現場に主任技術者または監理技術者を配置し、施工状況の管理・監督をしなければなりません。（建設業法第26条）

主任技術者

工事現場の施工上の管理を担当する技術者で、工事の施工の際には、**請負金額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず主任技術者を配置**しなければなりません。

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い、下請業者に施工させる金額の合計が3000万円（建築一式工事の場合は4500万円）を超える場合（ ）には主任技術者の代わりに監理技術者を置かなければなりません。
金額は、いずれも消費税込です

主任技術者・監理技術者の現場専任制度

公共性のある重要な工事で、工事1件の請負金額が2,500万円（建築一式工事では5,000万円）以上（ ）の工事を施工する場合、**元請・下請にかかわらず**、主任技術者・監理技術者はその**工事現場に専任**でなければなりません。（建設業法第26条第3項）

なお、現場専任を要する監理技術者については、資格要件のほか、公共工事、民間工事を問わず監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者資格者講習を受講していることが必要です。

金額は、いずれも消費税込です。

公共性のある重要な工事

国・地方公共団体が発注する工事

鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共工作物の工事

学校、デパート、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事

< 個人住宅を除くほとんどの工事が当てはまります >

建設業許可における営業所の専任技術者は、原則として主任技術者・監理技術者にはなれません。

例外：現場への専任性が求められない工事で、次の～をすべて満たす場合
 専任技術者の所属する営業所で契約を締結した工事であること
 専任技術者の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること
 所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること

主任技術者及び監理技術者の要件

雇用関係

工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

在籍出向者や派遣、短期雇用の方は主任技術者・監理技術者になれません。

必要な資格等

担当する建設工事の業種について、以下の資格要件を満たしている必要があります。

		資 格 要 件
主任 技 術 者		次のいずれかに該当する者 (1) 高校(2)の所定学科卒業後5年以上、または大学(3)の所定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者 (2) 10年以上の実務経験を有する者 (3) 国家資格者(1級、2級の施工管理技士など)、国土交通大臣特別認定者
監 理 技 術 者	(1) 指 定 建 設 業	次のいずれかに該当する者 (1) 国家資格者(1級の施工管理技士など) (2) 国土交通大臣特別認定者
	指 定 建 設 業 以 外	次のいずれかに該当する者 (1) 国家資格者(1級の施工管理技士など) (2) 主任技術者の(1)~(3)のいずれかに該当し、かつ、元請として4500万円以上(4)について2年以上指導監督的な実務経験を有する者 (3) 国土交通大臣特別認定者

- 1 指定建設業：土木、建築、電気、管、鋼構造物、ほ装、造園 の7業種
- 2 高等学校のほか、旧実業高校を含む
- 3 大学のほか、高等専門学校(高専)、旧制専門学校を含む
- 4 昭和59年10月1日以前の経験の場合には1500万円以上、平成6年12月28日以前の経験については3,000万円以上

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書

平成 21 年 3 月発行

千葉県 県土整備部建設・不動産課 建設業・契約室

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

電話 043-223-3116

FAX 043-225-4012

E メール kenhu3@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/>
